

令和5年（第3回）山鹿市議会9月定例会

会 期 日 程 表

日次	月 日	曜 日	本 会 議 ／ 委 員 会
1	8月29日	火	開会・提案理由説明
2	8月30日	水	休会（発言通告締切 正午まで）
3	8月31日	木	休 会
4	9月1日	金	
5	9月2日	（土）	
6	9月3日	（日）	
7	9月4日	月	
8	9月5日	火	質疑・一般質問
9	9月6日	水	質疑・一般質問・委員会付託
10	9月7日	木	予算決算常任委員会
11	9月8日	金	休 会
12	9月9日	（土）	
13	9月10日	（日）	
14	9月11日	月	建設経済委員会／分科会
15	9月12日	火	市民福祉委員会／分科会
16	9月13日	水	総務文教委員会／分科会
17	9月14日	木	休 会
18	9月15日	金	予算決算常任委員会
19	9月16日	（土）	休 会 (敬老の日)
20	9月17日	（日）	
21	9月18日	月	
22	9月19日	火	
23	9月20日	水	議会運営委員会
24	9月21日	木	委員長報告・討論・採決・閉会

令和5年（第3回）山鹿市議会9月定例会

目 次

第1号（8月29日）	頁
1. 議事日程	3
2. 本日の会議に付した事件	4
3. 出席議員	4
4. 説明のため出席した者	4
5. 事務局職員出席者	5
6. 日程第1 会議録署名議員の指名	6
7. 日程第2 会期の決定	7
8. 日程第3 議案第78号～議案第83号・認定第1号～認定第11号 報告第8号～報告第12号	7
9. 提案理由の説明	7
（1）議案第78号（大林総務部長）	7
（2）議案第79号（大林総務部長）	7
（3）議案第80号（有尾消防長）	8
（4）議案第81号（大林総務部長）	8
（5）議案第82号（山崎福祉部長）	9
（6）議案第83号（山崎福祉部長）	10
（7）認定第1号（大林総務部長）	10
（8）認定第2号（徳丸福祉部次長）	11
（9）認定第3号（徳丸福祉部次長）	11
（10）認定第4号（樺建設部次長）	12
（11）認定第5号（徳丸福祉部次長）	12
（12）認定第6号（栗原農林部次長）	13
（13）認定第7号（栗原農林部次長）	13
（14）認定第8号（栗原農林部次長）	14
（15）認定第9号（阿蘇品水道局長）	14
（16）認定第10号（木村市民医療センター事務部長）	15
（17）認定第11号（樺建設部次長）	16
（18）報告第8号（大林総務部長）	17
（19）報告第9号（松尾建設部長）	17

(20) 報告第10号（吉岡総務部次長）	18
(21) 報告第11号（栗原農林部次長）	19
(22) 報告第12号（栗原農林部次長）	19
10. 散 会	20

第2号（9月5日）

1. 議事日程	23
2. 本日の会議に付した事件	23
3. 出席議員	23
4. 説明のため出席した者	24
5. 事務局職員出席者	25
6. 日程第1 質疑・一般質問	26
(1) 永田壮弘議員一般質問	26
○白石商工観光部長答弁	27
(2) 永田壮弘議員一般質問	27
○白石商工観光部長答弁	28
(3) 永田壮弘議員一般質問	29
○白石商工観光部長答弁	29
(4) 永田壮弘議員一般質問	30
○大林総務部長答弁	31
(5) 永田壮弘議員一般質問	31
○大林総務部長答弁	32
(6) 永田壮弘議員一般質問	32
○大林総務部長答弁	33
(7) 永田壮弘議員一般質問	33
○早田市長答弁	34
(8) 永田壮弘議員一般質問	34
○早田市長答弁	35
(9) 永田壮弘議員一般質問	35
○大林総務部長答弁	36
(10) 永田壮弘議員一般質問	36
○大林総務部長答弁	37
○有尾消防長答弁	38
(11) 永田壮弘議員一般質問	38

○有尾消防長答弁	39
(12) 永田壮弘議員一般質問	39
○大林総務部長答弁	40
○有尾消防長答弁	40
(13) 永田壮弘議員一般質問	41
○早田市長答弁	41
(14) 永田壮弘議員一般質問	42
(15) 勢田昭一議員一般質問	42
○大林総務部長答弁	43
(16) 勢田昭一議員一般質問	43
○大林総務部長答弁	44
(17) 勢田昭一議員一般質問	44
○大林総務部長答弁	45
(18) 勢田昭一議員一般質問	45
○大林総務部長答弁	45
(19) 勢田昭一議員一般質問	46
○石井農林部長答弁	46
(20) 勢田昭一議員一般質問	47
○石井農林部長答弁	48
(21) 勢田昭一議員一般質問	49
○大林総務部長答弁	49
○池田市民部長答弁	50
(22) 勢田昭一議員一般質問	50
○石井農林部長答弁	51
(23) 勢田昭一議員一般質問	51
○石井農林部長答弁	51
(24) 勢田昭一議員一般質問	52
○石井農林部長答弁	52
(25) 勢田昭一議員一般質問	53
(26) 深牧大助議員一般質問	54
○中尾教育部長答弁	54
(27) 深牧大助議員一般質問	55
○中尾教育部長答弁	55
(28) 深牧大助議員一般質問	56

○中尾教育部長答弁	56
(29) 深牧大助議員一般質問	57
○阿蘇品水道局長答弁	58
(30) 深牧大助議員一般質問	59
○阿蘇品水道局長答弁	60
(31) 深牧大助議員一般質問	60
7. 散 会	61

第3号（9月6日）

1. 議事日程	65
2. 本日の会議に付した事件	65
3. 出席議員	65
4. 説明のため出席した者	66
5. 事務局職員出席者	67
6. 日程第1 質疑・一般質問	68
(1) 芋生よしや議員一般質問	68
○山崎福祉部長答弁	69
(2) 芋生よしや議員一般質問	70
○山崎福祉部長答弁	70
(3) 芋生よしや議員一般質問	71
○池田市民部長答弁	72
(4) 芋生よしや議員一般質問	72
○大林総務部長答弁	73
(5) 芋生よしや議員一般質問	73
○大林総務部長答弁	74
(6) 芋生よしや議員一般質問	74
○早田市長答弁	75
(7) 芋生よしや議員一般質問	75
○早田市長答弁	76
(8) 芋生よしや議員一般質問	77
○石井農林部長答弁	79
(9) 芋生よしや議員一般質問	79
○石井農林部長答弁	80
(10) 芋生よしや議員一般質問	80

(11) 北原昭三議員一般質問	81
○中尾教育部長答弁	81
(12) 北原昭三議員一般質問	82
○中尾教育部長答弁	82
(13) 北原昭三議員一般質問	83
○中尾教育部長答弁	84
(14) 北原昭三議員一般質問	84
○大林総務部長答弁	84
(15) 北原昭三議員一般質問	85
○大林総務部長答弁	85
(16) 北原昭三議員一般質問	86
○池田市民部長答弁	86
(17) 北原昭三議員一般質問	87
○池田市民部長答弁	87
(18) 北原昭三議員一般質問	88
○池田市民部長答弁	88
(19) 北原昭三議員一般質問	89
○山崎福祉部長答弁	89
(20) 北原昭三議員一般質問	90
○山崎福祉部長答弁	90
(21) 北原昭三議員一般質問	91
○早田市長答弁	92
(22) 北原昭三議員一般質問	92
(23) 原芳郎議員一般質問	92
○大林総務部長答弁	93
(24) 原芳郎議員一般質問	94
○中尾教育部長答弁	95
(25) 原芳郎議員一般質問	96
○池田市民部長答弁	96
(26) 原芳郎議員一般質問	97
○池田市民部長答弁	97
(27) 原芳郎議員一般質問	97
○松尾建設部長答弁	98
(28) 原芳郎議員一般質問	98

○山崎福祉部長答弁	99
(29) 原芳郎議員一般質問	100
○石井農林部長答弁	100
(30) 原芳郎議員一般質問	101
○石井農林部長答弁	101
(31) 原芳郎議員一般質問	101
○早田市長答弁	102
(32) 原芳郎議員一般質問	103
○早田市長答弁	104
(33) 原芳郎議員一般質問	105
7. 日程第2 委員会付託	105
8. 散 会	105

第4号（9月21日）

1. 議事日程	109
2. 本日の会議に付した事件	109
3. 出席議員及び欠席議員	110
4. 説明のため出席した者	110
5. 事務局職員出席者	111
6. 日程第1 議案第78号～議案第83号・認定第1号～認定第11号 請願第1号	112
7. 各常任委員長の報告	112
（1）建設経済常任委員長報告	112
（2）市民福祉常任委員長報告	113
（3）総務文教常任委員長報告	115
（4）予算決算常任委員長報告	115
8. 質 疑	116
9. 討 論	116
10. 採 決	117
11. 閉 会	118

8 月 2 9 日 (火曜日)

令和 5 年（第 3 回）山鹿市議会 9 月定例会会議録

議 事 日 程（第 1 号）

令和 5 年 8 月 29 日（火曜日）午前 10 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3
 - 議案第 78 号 山鹿市長等の給与の特例に関する条例
 - 議案第 79 号 山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第 80 号 山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例
 - 議案第 81 号 令和 5 年度山鹿市一般会計補正予算（第 3 号）
 - 議案第 82 号 令和 5 年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
 - 議案第 83 号 令和 5 年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
 - 認定第 1 号 令和 4 年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 2 号 令和 4 年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 3 号 令和 4 年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 4 号 令和 4 年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 5 号 令和 4 年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 6 号 令和 4 年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 7 号 令和 4 年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 8 号 令和 4 年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 9 号 令和 4 年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
 - 認定第 10 号 令和 4 年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
 - 認定第 11 号 令和 4 年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
 - 報告第 8 号 令和 4 年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
 - 報告第 9 号 専決処分の報告について
 - 報告第 10 号 一般財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況の報告について
 - 報告第 11 号 株式会社小栗郷の経営状況の報告について
 - 報告第 12 号 株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（19名）

1 番	関	口	和	良
2 番	永	田	壮	弘
3 番	深	牧	大	助
4 番	原		芳	郎
5 番	隈	部	賢	治
6 番	高	橋	龍	一
7 番	豊	田	新	二郎
8 番	山	下	誠	治
9 番	古	川	和	博
10 番	金	光	一	誠
11 番	松	見	真	一
13 番	小	川	榮	二
14 番	芋	生	よしや	
15 番	勢	田	昭	一
16 番	有	働	辰	喜
17 番	服	部	香	代
18 番	富	丸	洋	一郎
19 番	北	原	昭	三
20 番	永	田	紘	二

説明のため出席した者

市	長	早	田	順	一				
副	市	長	阿	蘇	品	貴	司		
教	育	長	堀	田	浩	一	郎		
総	務	部	長	大	林	秀	樹		
市	民	部	長	池	田	淳	志		
福	祉	部	長	山	崎	寿	雄		
農	林	部	長	石	井	耕	一	郎	
商	工	観	光	部	長	白	石	浩	二

建設部長

松尾正都

教育部長

中尾雄二

教育部首席審議員

園田正尚

市民医療センター事務部長
兼経営管理課長兼経営企画室長

木村隆男

消防本部消防長

有尾壽朗

総務部次長兼総合戦略課長

吉岡隆

市民部次長

山城一夫

福祉部次長兼福祉課長

徳丸和孝

農林部次長

栗原昭浩

建設部次長

樺浩介

水道局長

阿蘇品健

総務課長

鬼塚敦夫

長寿支援課長

田上博之

事務局職員出席者

議世事務局長兼議会総務係長

小山天

局長補佐兼議事係長

森英州

書記

木村隆寛

午前10時00分 開会

○

○服部香代 議長

ただいまから令和5年（第3回）山鹿市議会9月定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

初めに、市長から発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

皆さん、おはようございます。

令和5年9月定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

まず、7月24日に市職員の飲酒運転等による交通違反に対して懲戒免職処分を行いました。本件は決して許されない行為であり、市民の皆様の信頼を大きく損ねましたことを、改めて深くおわびを申し上げます。今回の事態を重く受け止め、全職員対象の交通法規研修をはじめ、再発防止の指導を徹底し、全力で市政への信頼の回復に努めてまいります。誠に申し訳ございませんでした。

さて、先日8月15・16日は、本市の一大イベントであります山鹿灯籠まつりが4年ぶりに本来の姿で開催されました。祭りに携わった多くの皆様の熱意と御尽力に支えられ、花火大会をはじめ、千人灯籠踊り、上り灯籠などを滞りなく無事に終わられましたことに、厚くお礼を申し上げます。また、今回の灯籠まつりには、7月20日に友好都市を締結しました沖縄県宮古島市からもお越しになり、優雅な千人灯籠踊りを御堪能いただきました。今後、両市の交流をさらに活発化させ、ウィンウィンの関係を築いてまいりたいと思います。

本定例会において御審議いただきます議案は、条例3件、予算3件、認定11件及び報告5件でございます。これら諸議案の内容につきましては、担当職員が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶といたします。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○服部香代 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、山下誠治議員、豊田新二郎議員を指名いたします。

○

日程第２ 会期の決定

○服部香代 議長

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から９月21日までの24日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○服部香代 議長

御異議なしと認めます。よって、会期は24日間と決定いたしました。

○

日程第３ 議案第78号～議案第83号・認定第１号～認定第11号 報告第８号～報告第12号

○服部香代 議長

日程第３、議案第78号から報告第12号までの全案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大林総務部長。

〔大林秀樹 総務部長 登壇〕

○大林秀樹 総務部長

議案第78号 山鹿市長等の給与の特例に関する条例について、御説明申し上げます。

本案は、職員の飲酒運転の事案が発生し、市民の皆様の信頼を損なう事態となったことから、市政を預かる者としての責任を明らかにするために、市長及び副市長の令和５年10月の給料月額を10%減額する特例を定める条例を制定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第79号 山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い、新型インフルエンザ等対策に係る派遣職員に対する手当の名称を改めるため、所要の規定の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

有尾消防長。

〔有尾壽朗 消防本部消防長 登壇〕

○有尾壽朗 消防本部消防長

議案第80号 山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本案は、火を使用する設備等の管理基準のうち、蓄電池設備及び固体燃料を使用する火気設備等について国の基準が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

まず、蓄電池設備につきましては、脱炭素社会に向け、さらなる普及の拡大や大容量化が見込まれること。また、固体燃料を使用する火気設備等につきましては、防火上の安全な措置が講じられている設備もあることから、周囲の離隔距離の基準の見直しを行うものでございます。

附則としまして、この条例は令和6年1月1日から施行し、必要な経過措置を定めます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

議案第81号 令和5年度山鹿市一般会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正額は6億1771万5000円です。内訳につきましては、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策として8263万3000円、令和5年豪雨により被害を受けた農業・林業用施設及び土木施設の災害復旧費2億9364万円、国・県精算返納金1億6903万5000円、その他の一般行政経費7240万7000円です。補正後の総額は334億9402万4000円であります。

5 ページをお願いいたします。

第2表は、繰越明許費です。（款）消防費の非常備消防施設等整備事業につきまして、消防団が使用する積載車の年度内の納品が見込めないため、繰越明許費を設定いたします。

6 ページをお願いいたします。

第3表は、地方債補正です。災害復旧事業について、限度額を変更するものです。続きまして、補正予算の主な内容につきまして、歳出により御説明申し上げます。なお、今回の補正予算において、人事異動に係る職員給の調整を併せて行っております。

17ページをお願いいたします。

（款）衛生費、（目）予防費の補正額7662万4000円は、新型コロナウイルスワクチンの接種に要する経費です。秋開始接種を実施するため、既定予算において不足する経費につきまして増額するものです。財源は、全額国庫支出金です。

18ページをお願いいたします。

（款）農林水産業費、（目）農業振興費の中の農産物生産振興事業のうち、600万9000円は、県の攻めの園芸緊急生産対策事業補助金を活用し、コロナ禍における物価高騰の影響を受ける中、生産力向上対策やコスト低減対策に取り組む事業者の設備投資を支援するものです。

次の農産物販売促進・6次産業化支援事業273万6000円は、本年7月20日に友好都市の締結を行った沖縄県宮古島市との交流活性化に向け、各種取組を展開するものです。

21ページをお願いいたします。

（款）教育費、（目）小学校費の教育振興費の補正額6509万8000円は、令和6年度の教科書改訂に係る教師用教科書、指導書及び指導用教材を購入するものです。

22ページをお願いいたします。

（款）災害復旧費、（目）農業用施設災害復旧費の補正額5550万円、（目）林業用施設災害復旧費の補正額2879万円、及び（目）土木施設災害復旧費の補正額2億935万円は、令和5年梅雨前線豪雨に係る災害復旧費です。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

議案第82号 令和5年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ407万6000円を追加し、総額を71億2292万9000円とするものです。

補正予算の内容につきまして、事項別明細書の歳出により、御説明を申し上げます。

5ページをお願いいたします。

下段の（款）総務費、（目）賦課徴収費の補正額407万6000円は、令和5年度の地方税制改正等により、税務手続のデジタル化を目的に、既に実施済みであります固定資産税や軽自動車税等の納付書に加え、国民健康保険税の納付書におきまして

も、令和6年度から、原則、地方税統一QRコードの印字が必須となりましたこと、また令和6年1月から、出産する被保険者の産前産後期間であります4か月分の国民健康保険税の一部を免除し、出産時の負担を軽減する措置が新たに講じられますこと、以上2点の理由によりまして、国民健康保険税システムを改修するものでございます。財源は、一般会計からの繰入金と県支出金が主なものです。

続きまして、議案第83号 令和5年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6070万9000円を追加し、総額を69億5164万7000円とするものです。

補正予算の内容につきまして、事項別明細書の歳出により、御説明をいたします。

5ページをお願いいたします。

中段の（款）諸支出金、（目）償還金の補正額1億6030万8000円は、令和4年度の介護給付費及び地域支援事業費等の確定に伴います、国・県支出金の精算返納金でございます。

下段の（目）他会計繰出金の補正額40万1000円は、令和4年度の低所得者保険料軽減負担金の確定に伴います、国・県と市の一般会計への精算返納金でございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

認定第1号 令和4年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

歳入合計欄の予算現額348億8277万547円、調定額342億5502万4848円に対しまして、収入済額は337億4579万5943円です。不納欠損額は2903万6354円、収入未済額は4億8019万2551円です。

3ページをお願いいたします。

歳出合計欄の予算現額348億8277万547円に対しまして、支出済額は314億8058万2648円であり、予算執行率は90.2%です。

翌年度繰越額は、明許繰越及び事故繰越を合わせまして8億8787万4299円、不用額は25億1431万3600円です。

69ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。３の歳入歳出差引額22億6521万3000円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源は3101万4000円であり、結果、実質収支額は22億3419万9000円です。

なお、決算に係る附属資料としまして、主要施策の成果に関する説明書及び財政状況に関する資料を作成しておりますので、併せて御参照ください。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

徳丸福祉部次長。

[徳丸和孝 福祉部次長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部次長

認定第２号 令和４年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明いたします。

１ページをお願いいたします。

歳入合計の欄により御説明いたします。

予算現額71億2036万3000円、調定額73億433万9131円に対しまして、収入済額71億1187万2606円、不納欠損額1520万2990円、収入未済額１億7726万3535円でございます。

２ページをお願いいたします。

歳出合計の欄により御説明いたします。

予算現額71億2036万3000円に対しまして、支出済額69億4320万5950円、不用額１億7715万7050円でございます。

７ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、１億6866万6656円でございます。

18ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに１億6866万7000円でございます。このうち地方自治法第233条の２の規定により、9000万円を国民健康保険事業特別会計財政調整基金へ編入いたしております。

続きまして、認定第３号 令和４年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明いたします。

１ページをお願いいたします。

歳入合計の欄により御説明いたします。

予算現額９億4270万5000円、調定額９億2596万5873円に対しまして、収入済額９億2449万9273円、不納欠損額１万6800円、収入未済額144万9800円でございます。

２ページをお願いいたします。

歳出合計の欄により御説明いたします。

予算現額 9 億 4270 万 5000 円に對しまして、支出済額 9 億 152 万 4530 円、不用額 4118 万 470 円でございます。

5 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、2297 万 4743 円でございます。

10 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに、2297 万 5000 円でございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

樺建設部次長。

[樺浩介 建設部次長 登壇]

○樺浩介 建設部次長

認定第 4 号 令和 4 年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

歳入合計の欄により、御説明いたします。

予算現額 7 億 4827 万 7000 円、調定額 7 億 5167 万 6102 円に對しまして、収入済額は 7 億 3371 万 8417 円、不納欠損額は 4 万 8490 円、収入未済額は 1790 万 9195 円でございます。

2 ページをお願いいたします。

歳出合計の欄により、御説明いたします。

予算現額 7 億 4827 万 7000 円に對しまして、支出済額は 7 億 199 万 3046 円、不用額は 4628 万 3954 円でございます。

5 ページをお願いします。

歳入歳出差引残額は 3172 万 5371 円でございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

徳丸福祉部次長。

[徳丸和孝 福祉部次長 登壇]

○徳丸和孝 福祉部次長

認定第 5 号 令和 4 年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

歳入合計の欄により、御説明いたします。

予算現額69億7616万4000円、調定額70億3477万7429円に対しまして、収入済額70億2298万4531円、不納欠損額105万5132円、収入未済額1073万7766円でございます。

2 ページをお願いいたします。

歳出合計の欄により、御説明いたします。

予算現額69億7616万4000円に対しまして、支出済額65億9362万9300円、不用額3億8253万4700円でございます。

7 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、4 億2935万5231円でございます。

18ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに4 億2935万6000円でございます。このうち地方自治法第233条の2の規定により、1 億4000万円を介護給付費準備基金へ編入をいたしております。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

栗原農林部次長。

[栗原昭浩 農林部次長 登壇]

○栗原昭浩 農林部次長

認定第6号から第8号までの財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

まず、認定第6号 令和4年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

歳入について、合計欄で説明いたします。

予算現額85万円、調定額55万9312円に対しまして、収入済額は55万9312円です。

2 ページをお願いいたします。

歳出について、御説明いたします。

予算現額85万円に対しまして、支出済額13万4292円です。

5 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、42万5020円です。

次に、認定第7号 令和4年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

歳入について、合計欄で説明いたします。

予算額1870万1000円、調定額845万1770円に対しまして、収入済額は845万1770円です。

2 ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

予算現額1870万1000円に対しまして、支出済額431万8121円です。

5 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は413万3649円です。

次に、認定第8号 令和4年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

歳入について、合計欄で説明いたします。

予算現額740万円、調定額778万9806円に対しまして、収入済額は778万9806円です。

2 ページをお願いいたします。

歳出について、御説明いたします。

予算現額740万円に対しまして、支出済額663万8620円です。

5 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は115万1186円です。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

阿蘇品水道局長。

[阿蘇品健 水道局長 登壇]

○阿蘇品健 水道局長

認定第9号 令和4年度山鹿市水道事業会計決算の認定について、御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出につきまして、収入から申し上げます。

(第1款) 水道事業収益は、予算額5億5954万5000円に対しまして、決算額は5億5423万6078円であります。

次に、支出であります。

(第1款) 水道事業費用は、予算額5億3887万円に対しまして、決算額は5億2024万641円となっております。

2 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出につきまして、収入から申し上げます。

（第１款）資本的収入は、予算額３億5586万円に対しまして、決算額は３億840万365円であります。

次に、支出であります。

（第１款）資本的支出は、予算額６億748万3000円に対しまして、決算額は５億7093万6010円となっております。

５ページをお願いいたします。

令和４年度山鹿市水道事業会計剰余金処分計算書(案)であります。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条の規定に基づき、未処分利益剰余金1300万3539円のうち、資本金といたしまして967万6253円を組入れ、減債積立金に200万円、建設改良積立金に132万7286円をそれぞれ積み立てるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

木村市民医療センター事務部長。

[木村隆男 市民医療センター事務部長 登壇]

○木村隆男 市民医療センター事務部長

認定第10号 令和４年度山鹿市病院事業会計決算の認定について、御説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、収入から御説明いたします。

（第１款）病院事業収益は、予算額41億1578万4000円に対し、決算額は43億6488万8322円であります。

次に支出です。

（第１款）病院事業費用は、予算額40億3005万5000円に対し、決算額は39億1383万1023円であります。

続いて、２ページでございます。

資本的収入及び支出について、収入から御説明申し上げます。

（第１款）資本的収入は、予算額３億2320万円に対し、決算額は２億8410万2000円であります。

次に支出です。

（第１款）資本的支出は、予算額８億7291万円に対し、決算額は８億3277万3415円となっております。

続きまして、３ページ、損益計算書になります。

１の医業収益が32億4040万9784円、２の医業費用が37億3286万7940円となっております。

り、差引きの４億9245万8156円が医業損失でございます。

次に、経常収支になりますが、医業損失に３の医業外収益を加え、４の医業外費用を差し引いた結果、４億3599万404円が経常利益になります。

最終的な令和４年度の総収支につきましては、経常利益に５の特別利益を加え、６の特別損失を差し引いた結果、４億2538万3717円が当年度の純利益です。

したがって、当年度純利益の４億2538万3717円から、前年度繰越欠損金の３億483万8290円を控除した１億2054万5427円が、当年度の利益剰余金となっております。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

樺建設部次長。

[樺浩介 建設部次長 登壇]

○樺浩介 建設部次長

認定第11号 令和４年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について、御説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、収入より御説明いたします。

（第１款）下水道事業収益、予算額12億9888万6000円に対しまして、決算額は13億251万9285円でございます。

次に、支出について御説明いたします。

（第１款）下水道事業費用、予算額12億9311万2000円に対しまして、決算額は12億1506万9643円でございます。

２ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、収入より御説明いたします。

（第１款）資本的収入、予算額14億9370万円に対しまして、決算額は５億1085万3336円でございます。

次に、支出について御説明いたします。

（第１款）資本的支出、予算額18億1261万8000円に対しまして、決算額は９億1640万6391円でございます。

５ページをお願いします。

令和４年度山鹿市下水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条の規定に基づき、未処分利益剰余金１億4720万9402円のうち、資本金として5685万4020円を組入れ、減債積立金として6640万7399円を積み立てるものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

報告第8号 令和4年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、御報告申し上げます。

1、健全化判断比率の1つ目、実質赤字比率につきましては、一般会計の収支は黒字決算のため、比率なしです。

2つ目、連結実質赤字比率につきましても、一般会計、特別会計及び公営企業会計を連結した収支合計が黒字決算のため、比率なしです。

3つ目、実質公債費比率につきましては、9.9%です。

次の将来負担比率につきましては、地方債の償還額等の将来負担額よりも、普通交付税に後年度算入される地方債の算入額や財政調整基金等が上回っており、比率なしです。

続きまして、2、資金不足比率につきましては、公営企業会計において資金不足は生じておりませんので、比率なしです。

以上、報告申し上げます。

○服部香代 議長

松尾建設部長。

[松尾正都 建設部長 登壇]

○松尾正都 建設部長

報告第9号、専決処分の報告について、御説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市道の管理の瑕疵による事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、御報告するものです。

2ページをお願いいたします。

事故発生日時は、令和5年7月9日、午後3時30分頃です。

相手方の住所、氏名は記載のとおりです。

事故の概要は、山鹿市名塚地内において、相手方車両が市道杉方保田線を走行中、陥没箇所にて右前輪部が落ち、右前輪が損傷したものです。

損害賠償の額は、2万8600円です。

和解事項として、山鹿市は相手方に対し損害を賠償し、両者は本和解条項に定め

るほか、本件事故に関し、何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、御報告申し上げます。

○服部香代 議長

吉岡総務部次長。

[吉岡隆 総務部次長 登壇]

○吉岡隆 総務部次長

報告第10号 一般財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況について、地方自治法の規定により、御報告申し上げます。

3ページをお願いいたします。

令和4年度の事業報告です。

項目2、事業の内容、(1)自主事業及び公益目的事業としまして、3ページから6ページ掲載の地域資源を生かした文化・福祉・観光・スポーツなどに関する地域振興事業を実施しております。一部の事業につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と、参加者の安全等を考慮し中止しておりますが、多くの事業につきましては感染対策を徹底した上で実施しております。

6ページをお願いいたします。

(2)受託事業としましては、指定管理者として八千代座やさくら湯などの施設の管理運営業務を行うとともに、山鹿灯籠踊り保存会に関する業務や観光振興に係る業務等を受託しております。

次の7ページから8ページには、各受託施設の入場者数や使用料収入などの利用状況を掲載しておりますが、八千代座、灯籠民芸館、市民交流センター、カルチャースポーツセンターにつきましては、事業等の実施並びに施設の徹底した感染防止対策の効果もあり、昨年より、利用者、使用料収入ともに増加している状況でございます。

さくら湯につきましては、6月から7月に実施した補修工事により、利用できない期間があったため、利用者数は昨年より減少しております。

次に、9ページから11ページにかけまして、収支計算書を掲載しております。

まず、9ページの収入でございますが、一番右下の経常収益の合計は、3億252万9206円でございます。

次に、10ページの支出でございます。

一番右下の経常費用の合計は、2億2760万9858円でございます。

11ページをお願いいたします。

収入合計から支出合計を差し引いた一番右下の当期一般正味財産増減額の7491万9348円が翌年度への繰越金となります。この繰越金額には基本財産の3000万円を含

んでおります。

次の、12ページ以降には、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録を、16ページ以降には、令和5年度の事業計画及び収支予算書を掲載しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

○服部香代 議長

栗原農林部次長。

[栗原昭浩 農林部次長 登壇]

○栗原昭浩 農林部次長

報告第11号及び第12号、法人の経営状況につきまして、地方自治法の規定により御報告申し上げます。

まず、報告第11号 株式会社小栗郷でございます。

3ページをお願いいたします。

令和4年度の事業報告でございます。

株式会社小栗郷は、道の駅小栗郷内の小栗館、お栗茶屋、木遊館及びカントリーパークの管理運営に当たっております。

令和4年度は、円安や原材料の高騰による物価高など、厳しい環境の中でしたが、売上高は施設全体で見ますと、令和3年度より増収となりました。

運営につきましては、指定管理料の見直しが行われたほか、役員報酬や経費の削減、委託手数料の改定、新規株発行による増資を行うなど、生産者、出荷者、出資者等の御理解・御協力を得ながら運営を行いましたが、利益の黒字化には至りませんでした。

結果としましては、来客者数は前年比0.3%増の23万5000人、売上高につきましては、前年比8.1%増の3億5730万6000円、当期純利益は472万9000円の損失となっております。

4ページから7ページにかけまして、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、株主資本等変動計算書を掲載しております。

また、8ページから9ページにかけましては、令和5年度の事業計画書及び損益計算書を掲載しておりますので、御参照ください。

続きまして、報告第12号 株式会社鹿本町振興公社の経営状況でございます。

3ページをお願いいたします。

令和4年度の事業報告でございます。

株式会社鹿本町振興公社は、水辺プラザかもと内の温泉施設を含む物産館及び食事施設など、複合施設とその周辺、上内田川の河川公園の管理運営に当たっており

ます。

令和4年度は、休業中であったレストランにつきましては、令和4年7月から「らーめんみやこ」が営業を開始しましたが、2階の施設につきましては、温泉浴室の天井張替工事により5か月間の休業を余儀なくされました。

運営につきましては、指定管理料の見直しが行われたほか、役員報酬の削減、職員のボーナスカット、国の持続化給付金の活用、営業時間の見直しや管理経費の削減など、職員一丸となって収益確保に取り組み、黒字化を達成しました。

結果としましては、来客者数は、前年比15.6%減の21万4000人、売上高につきましては、前年比1.1%減の2億2368万1000円、当期純利益は452万6000円となっております。

4ページから7ページにかけまして、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を掲載しております。

また、8ページから9ページにかけましては、令和5年度の事業計画書及び損益計算書を掲載しておりますので、御参照ください。

御報告申し上げました2つの法人につきましては、地域経済の活性化に資する道の駅の施設運営の改善・発展に努め、経営の安定を促していくとともに、今後の方向性につきましても多角的に検証し、慎重に議論を重ねていきたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

○服部香代 議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

————— ○ —————

散 会

○服部香代 議長

今期定例会において受理した請願等は、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、御報告をいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時54分 散会

~~~~~

9月5日(火曜日)

# 令和5年（第3回）山鹿市議会9月定例会会議録

## 議 事 日 程（第2号）

令和5年9月5日（火曜日）午前10時開議

### 第1 質疑・一般質問

○  
発言通告

#### 1. 永田壮弘

##### 一般質問

- （1）企業誘致について
- （2）職員不祥事の対応について
- （3）ハラスメント対策について

#### 2. 勢田昭一

##### 一般質問

- （1）公文書の保管状況と今後について（公文書を守る視点）
- （2）過疎地域を取り巻く状況とその対策について（里山をつなぐ視点）
- （3）一点突破の特用林産物生産について（特用林産物を創り出す視点）

#### 3. 深牧大助

##### 一般質問

- （1）スポーツ推進計画について
- （2）水道事業について

### 本日の会議に付した事件

#### 議事日程のとおり

### 出席議員（19名）

|     |   |   |   |     |
|-----|---|---|---|-----|
| 1 番 | 関 | 口 | 和 | 良   |
| 2 番 | 永 | 田 | 壮 | 弘   |
| 3 番 | 深 | 牧 | 大 | 助   |
| 4 番 | 原 |   | 芳 | 郎   |
| 5 番 | 隈 | 部 | 賢 | 治   |
| 6 番 | 高 | 橋 | 龍 | 一   |
| 7 番 | 豊 | 田 | 新 | 二 郎 |

|     |       |
|-----|-------|
| 8番  | 山下誠治  |
| 9番  | 古川和博  |
| 10番 | 金光一誠  |
| 11番 | 松見真一  |
| 13番 | 小川榮二  |
| 14番 | 芋生よしや |
| 15番 | 勢田昭一  |
| 16番 | 有働辰喜  |
| 17番 | 服部香代  |
| 18番 | 富丸洋一郎 |
| 19番 | 北原昭三  |
| 20番 | 永田紘二  |

○

#### 説明のため出席した者

|            |       |
|------------|-------|
| 市長         | 早田順一  |
| 副市長        | 阿蘇品貴司 |
| 教育長        | 堀田浩一郎 |
| 総務部長       | 大林秀樹  |
| 市民部長       | 池田淳志  |
| 福祉部長       | 山崎寿雄  |
| 農林部長       | 石井耕一郎 |
| 商工観光部長     | 白石浩二  |
| 建設部長       | 松尾正都  |
| 教育部長       | 中尾雄二  |
| 消防本部消防長    | 有尾壽朗  |
| 市民部次長      | 山城一夫  |
| 福祉部次長      | 野満ふみ子 |
| 福祉部次長兼福祉課長 | 徳丸和孝  |
| 水道局長       | 阿蘇品健  |
| 総務課長       | 鬼塚敦夫  |
| 防災監理課長     | 園田和雄  |
| 地域生活課長     | 豊田義幸  |
| 林業振興課長     | 村上吉彦  |
| 企業誘致課長     | 三森一幸  |

生涯学習・スポーツ課長  
消防本部消防総務課長

西 島 靖 雄  
栃 原 正 博

事務局職員出席者

議会議務局長兼議会議務係長  
局長補佐兼議事係長  
書 記

小 山 天  
森 英 州  
木 村 隆 寛

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 0 \_\_\_\_\_

ジュールが示されました。上半期において、企業立地の推進に向けた課題等の整備や計画地に係る事業費等の詳細説明、下半期で工業団地整備に向けた候補地の選定と法規制等に係る関係機関との協議を予定しているということであります。

昨年度の事業に関しましては、令和4年12月議会におきまして、高橋議員から業務委託の目的と内容について質問をされております。

そこで、1点目の質問です。今回は令和4年度事業委託の経過と進捗状況について、また本年度実施されている業務委託の内容及び今後の方向性について、お伺いをいたします。

**○服部香代 議長**

これより執行部の答弁を求めます。白石商工観光部長。

[白石浩二 商工観光部長 登壇]

**○白石浩二 商工観光部長**

御質問の、業務委託の内容について、お答えいたします。

本市における産業導入地区として指定している6か所の工業団地は、いずれも企業への譲渡が完了しており、企業からの進出に向けた相談に対応できる用地の確保は喫緊の課題であります。

このような状況の中、昨年度、一定規模の面積や道路アクセス、地理的条件などを整理し、工業団地の候補地となりうる場所を14か所抽出いたしました。

本年度においては、その候補地の中から、優位性の高い数か所の用地について、土地利用や造成計画など概算事業費を算出し、事業化に向けた事業実施の実現性等について検討しております。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

永田議員。

[2番 永田壮弘 議員 登壇]

**○永田壮弘 議員**

企業受入れをする山鹿市所有の土地がないといった課題が明確なわけであります。その課題解決のためには、特にスピード感を持って対応していかなければ、企業側は待つはくれません。このままでは、どんどん周辺自治体から後れを取っていくのではと大変危惧をしているところです。

そうしたことから、先ほど申し上げましたように、スケジュールについて漠然としたものではなく、ある程度、目標期限を設けて取り組む必要があるのではと考えているところでございます。

さて、2021年、T S M C の菊陽町進出の発表以降、山鹿市においては2社の半導



体関連企業と立地協定が結ばれてきました。しかし、8月30日の熊日朝刊で、そのうちの1社であります、立地協定締結企業の山鹿市進出辞退との報道がありました。昨年7月6日、県庁において、県知事が同席の下に立地協定が結ばれていた状況での、この進出断念に、驚きとショックを隠しきれません。

事前に報告をされました辞退理由といたしまして、将来的な増設を考えた場合に、より条件がよい土地の取得が可能となったためと説明がございました。しかし、立地協定が締結されている状況において、協定に記された用地面積、建築面積に基づいて着工準備が進められるのが一般的な流れであります。

工事着工時期は、2022年12月に予定をされておりました。進出辞退の申出は今年の3月でありますから、協定どおりの12月に着工することができていれば、何ら問題がなかったと思うところでございます。だとすれば、先ほどの辞退の理由とは別に、予定どおり着工ができなかった何らかの理由があったのではないのでしょうか。

そこで、2点目の質問です。そもそも今回の進出辞退という結果は、どこに問題があったのか。その上で、2022年12月に工事着工に至らなかった理由と、これまでの交渉の経緯、辞退の理由を改めてお伺いをいたします。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。白石商工観光部長。

[白石浩二 商工観光部長 登壇]

#### ○白石浩二 商工観光部長

御質問の、企業進出を辞退された経緯について、お答えいたします。

企業が進出を予定していた用地は、都市計画区域内における用途地域外の区域、いわゆる白地地域であり、3000平方メートル以上の土地開発により工場等を建設する場合、開発行為の許可申請が必要となります。そのため、工場着工に向けて必要な測量や事業計画等の準備を進められていましたが、将来的な事業拡張を視野に入れた計画を検討するに当たり、事業区域の設定や新たな経費が必要になるという相談を受け、複数回にわたり協議を進めてきたところでございます。しかしながら、新たな投資に見合う土地の取得が必要であるという判断の基、辞退される運びとなりました。

なお、操業開始に備え、鹿校通に開設されておりました熊本営業所については、事務所兼簡易作業所として継続して運営されることになっておりますので、引き続きしっかりと支援を行ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○服部香代 議長

永田議員。

○永田壮弘 議員

質問に対しての論点がちょっとずれているような気もいたしますけれども、何度も申し上げますが、このたびの立地協定締結後の進出の辞退、市民誰しもが疑問を持たれているかと思います。今回の事例が果たしてよくある事例なのか、県のほうに確認をさせていただきました。事業計画等の見直しで、当初協定内容に変更が生じることはあるものの、今回のような立地協定締結後に他の自治体に移転をするといった事例は非常にまれであるということでした。

立地協定とは、立地や経済発展、雇用などに対し、相互協力を確認するものであります。これから新天地で稼働されます先方企業様のこともありますので、これ以上の説明は求めませんけれども、ただいま答弁をいただきました着工することができない課題に直面したときに、立地協定を締結する山鹿市として、企業側に寄り添い、何らかの対応、支援ができなかったのかと疑問に思っているところです。同時に、企業側だけではなく、そこに勤務予定だった従業員の生活のことでもあるわけがあります。

どこの自治体も必死で企業誘致に取り組んでおられます。当然、本市職員の皆様方も企業誘致に向けて頑張っていることは承知しております。しかし、何とか山鹿市へ企業に来ていただきたい、何とか山鹿市に残ってほしい、そんな必死な思い、姿勢というものを、チャンスがある今だからこそ、もっと見せるときではないかなというふうに考えるところでございます。

結局、山鹿市において、T S M C 関連での企業誘致は、今回の辞退によって 1 社だけになりました。これだけ T S M C 関連で県内自治体の企業誘致活動が過熱をしている中で、この本市の状況は企業誘致施策としては、大変厳しい評価だと言わざるを得ません。

さらには、本年 3 月議会におきまして、令和 5 年度の市政運営方針を発表されましたが、市外在住者や企業に選ばれる山鹿を目指すと、力強く、市長は宣言をされました。いかがでしょうか。選ばれるどころか、結果、山鹿市から離れられたといった状況です。

そこで、3 点目の質問です。今回の進出辞退の結果を受けて、今後の企業誘致に向けた本市の対応をお伺いいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。白石商工観光部長。

[白石浩二 商工観光部長 登壇]

○白石浩二 商工観光部長

御質問の、今後の企業誘致の進め方について、お答えいたします。

今回、進出予定企業が工場建設を断念されたことにつきましては、非常に残念な結果であると認識いたしております。

今後、企業からの相談や要望等につきましては、関係部署とも情報共有を図るなど、よりきめ細やかな対応に努めてまいります。

企業誘致は、税収の確保や雇用の創出だけでなく、本市の産業振興及び地域活性化に大きく寄与するものでございます。そのためには、手厚い支援制度だけではなく、企業側との対話による信頼関係構築が必要不可欠となります。

今後は、新たな進出企業だけではなく、既立地企業に対しましても、積極的な訪問により意見交換を重ねるなど、より一層、企業に寄り添った支援を強化してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

[ 2 番 永田壮拓 議員 登壇 ]

○永田壮拓 議員

企業誘致施策は、本市の将来を見据えた投資であります。その費用対効果を考えたときに、目の前の課題に対して、どれだけ思い切った投資ができるか、それは決断でもあります。先ほど申し上げましたように、企業側は決して待つてはくれません。山鹿市に進出の相談も多数あっているということですが、土地に空きがないからと、ずっと断り続けるわけにもいかないでしょう。市長が常におっしゃる選ばれる山鹿のためにも、答弁にもありましたように、企業誘致課だけで解決できるものではありません。関係部署との情報共有、相互努力が必要不可欠であります。企業誘致施策における行政の役割は、企業が進出希望したときに、それを受け入れる状況を整えておくということであります。今回のような企業撤退が起こることがないよう、本質的な要因を徹底的に分析していただき、このT S M C進出の波に乗り遅れないためにも、迅速かつ大胆な企業誘致施策の推進をお願いいたしまして、次の職員不祥事の対応についての質問に移ります。

飲酒運転による交通事故は、平成18年8月に福岡県で幼児3人が死亡する重大事故が発生するなど、大きな社会問題となりました。その後、平成19年の飲酒運転厳罰化、平成21年の行政処分の強化、平成26年の自動車運転処罰法の成立などにより、飲酒運転による交通事故は年々減少しているものの、依然として飲酒運転による悲惨な交通事故は後を絶ちません。そのような中、一部報道でもありましたように、残念ながら、このたび、山鹿市職員が飲酒運転による交通事故を起こし、懲戒処分

となる事案が起こっております。

そこで、1点目の質問です。改めて今回の市職員の不祥事に関しまして、事案発生から懲戒処分に至るまでの一連の経過をお伺いいたします。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の、不祥事の一連の経過について、お答えをいたします。

今回の事案の被処分者は、令和5年1月2日午前3時頃、自宅で日本酒300ミリリットルを1本を飲酒し、一度仮眠した後、午前6時頃に再度、同量を飲酒しております。同日午後0時20分頃に自宅近くのコンビニエンスストアに行くために自家用車を運転し、その道中、対向車両の右後部バンパーに衝突する事故を起こした後、その場から逃げ出し、約450メートル離れた場所の石垣にぶつかる自損事故で負傷し、病院へ運ばれたものであります。

1月4日、被処分者本人から事故報告があり、1月5日に事故の概要を記載した事故報告書が提出されました。

7月10日、被処分者本人より山鹿簡易裁判所からの略式命令書の提出があり、処分内容を審議するために、副市長を会長とした9名で構成する山鹿市職員懲戒等審議会を2回開催いたしました。

その結果報告を受け、7月24日付で懲戒免職処分を発令したものでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

[2番 永田壮弘 議員 登壇]

○永田壮弘 議員

1月2日に今回の事案が発生し、その2日後の1月4日に本人から事故の報告があった。その後、6か月経過した7月に2回の懲戒等審議会開催を経て、7月24日に処分、その後に事故の事実と処分の公表を行ったということでございます。

今回の件で、市民の皆さんが最も不審に思われていることは、なぜこんなにも長い期間を経て処分が下され、そして公表されたのかということです。

そこで、2点目の質問です。懲戒免職処分が何を根拠として決定されたのかを含め、行政処分までに期間を要した理由と、その間の職員への給与の支給状況がどうなっていたのかをお伺いいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の懲戒処分までに期間を要した理由と、その間の当該職員への給与支給の状況について、お答えをいたします。

今回の事案に関しましては、検挙、逮捕といった捜査上の行為が行われておらず、懲戒処分として審議するに当たり、非違行為の事実関係を確定させる必要がございました。そのため、検察庁の起訴事実の内容及び裁判所の処分決定を待ちまして、事実関係が確定した後、懲戒処分を行ったものでございます。

また、処分の公表は、本市の懲戒処分の指針に基づき、処分内容を決定して公表することとしているため、事案発生から時間を要したものでございます。

職員への給与支給につきましては、懲戒免職処分日前日まで規定に基づいて支給しております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

[2番 永田壮弘 議員 登壇]

○永田壮弘 議員

ただいまの答弁で、懲戒処分として審議するために、非違行為の事実関係を刑事処分の決定により確定をし、処分内容を決定したとございました。

もともと警察の刑事処分と、行政処分としての懲戒処分は、基本的には別物で、それぞれ独自に行われるものです。つまり、行政独自でその事案について責任を持って調査をし、処分を判断するというのが基本だということです。特に、今回は単なる飲酒運転ではなく、2件の事故に逃走までしているという、極めて悪質で、かつ社会的影響を与える重大な案件であります。誰が見ても、またこれまでの事例からも、懲戒免職は免れないのは明らかだというふうに思います。

さらには、当該職員に対し、処分決定まで給与が支給されるということを考慮すると、速やかな処分の判断が必要だったのではないかと考えます。

他の自治体においても、刑事処分を待たずに処分を決定する事案が多数ございます。兵庫県内におきまして、今回と同様の公務員による飲酒運転事故の案件がございました。2022年7月、飲酒運転で民家や電柱に衝突する物損事故を起こす。警察が道路交通法違反で任意で捜査している最中だったが、刑事処分を待たずして懲戒免職としております。

事故の内容、重大性、容易に想定されます市民感情を考えると、なぜ今回の案件

が本人からの事故報告と、事故の概要が記された事故報告書に基づき、行政がしっかりと調査をし、早い段階での事実の確認、それに基づく行政処分がなされなかったのか、全く不可解であります。市民目線で考えると、あまりにも無責任だというふうに思います。

また、懲戒処分審査会も略式命令後の7月に開催をされておりますが、まずは初動の処分検討のためにも、少なくとも1月の時点で1回目を開催するべきだったのではないのでしょうか。

そこで、3点目の質問です。本人からの事故報告に基づいた行政独自の調査により、速やかな事実確認及び処分が可能であったのではと考えますが、その御見解を伺います。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

**○大林秀樹 総務部長**

御質問にお答えをいたします。

懲戒処分を行うに当たっては、事案の事実関係を十分に確認した上で、懲戒処分に該当すると思われる案件を山鹿市職員懲戒等審議会で審議することになっております。

審議会では、証言や先入観で重要な処分を決めてしまわぬよう、事案の背景や経緯、本人の弁明の機会の付与、情状酌量の余地等を総合的に考慮して、事実関係を最終判断することになります。

今回の事案においては、懲戒処分の指針に照らし合わせ処分を判断するに当たり、検察庁の起訴事実の内容、裁判所の処分決定の内容によっては、処分内容が変わる要素があったため、その結果を受けて処分を行ったものです。

事案の内容により、処分決定まで期間を要するものもございますが、非違行為の事実関係等、必要な判断材料がそろえば速やかに処分決定を行ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

永田議員。

[2番 永田壮弘 議員 登壇]

**○永田壮弘 議員**

公務員はもちろん、我々政治家もそうであります。市民の皆様の税金を扱う立場であります。そのため、憲法第15条第2項では国民全体の奉仕者であるとした公務員の本質について、また地方公務員法においても公共の利益のために勤務する公

務員の強い服務上の規律が定められております。その中で、地方公務員法第33条では公務員の信用失墜行為の禁止が定められており、職員は、その職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないと記されております。

また、特に私生活上の不祥事には、飲酒やSNS等の利用に起因する事案が多いことから、そうした機会においては自らを律し、節度ある行動を心がけることも記されております。法の執行者である公務員は、市民に対して模範を示さなければならぬ立場であり、法令遵守に対してより一層重い責任を負っているわけであり、そのような責任の下、果たして今回の処分、公表の時期など、一連の対応が適切だったのか、十分な検証が必要だと考えます。

また、公表の点においては、本年6月15日の6月議会一般質問におきまして、勢田議員が不祥事の事実を確認され、過去5年間、懲戒処分はゼロとの回答がありました。実は、そのとき、今回の懲戒処分を待つ事案があったわけであり、隠していたのかなというふうにも捉えていいんじゃないかなと思います。こうした対応も、市民や我々に不信感を抱かせることにつながるわけです。

そこで、早田市長に質問させていただきます。今回の職員不祥事の一連の対応を、行政の最高責任者としてどのように考えておられるのか、その上で今後の処分判断の時期と公表の在り方について、お考えをお聞かせください。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

#### ○早田順一 市長

今回の事案に関しましては、非違行為の事実関係を確定させるため、検察庁の起訴事実の内容及び裁判所の処分決定を待ってから処分を行ったため、事故発生後、約6か月以上の期間を過ぎた後に事案概要と処分の公表となりました。

懲戒処分の事案が発生した場合は、処分内容を公表する前に事案概要についても速やかに公表するようにしております。

#### ○服部香代 議長

永田議員。

[2番 永田壮弘 議員 登壇]

#### ○永田壮弘 議員

ただいまの市長からの答弁ですけれども、今、処分内容を公表する前に、事案概要についても速やかに公表するようにしておりますと答弁がありましたけれども、今回の事案で公表されていなかったから、今お尋ねをしているわけであり、そ

の辺りをもう一度、市長、お聞かせください。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

今、公表しておりますと申し上げましたけれども、記者会見のときに、そういった内容のお尋ねがあったときに、市役所として方向性をその場ではっきり公表するということで決まって、お話をさせていただきましたので、その記者会見後から公表しますということで決定をしておるということでございます。

○服部香代 議長

永田議員。

[2番 永田壮弘 議員 登壇]

○永田壮弘 議員

今回の事案をきっかけに、そうするように今後するという理解でよろしいでしょうか。

市民の信頼を回復できるように、今回の案件について、いま一度、検証をしていただき、今後適切な対応をしていただきますようお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、ハラスメント対策についてです。私は、令和3年6月議会におきまして、各種ハラスメントの中でも令和2年6月に施行されたパワハラ防止法を背景に、本市のパワハラ対策についてお尋ねをしたところです。この時点では、法による義務化の対象は大企業のみでありましたが、令和4年4月1日より中小企業まで義務化の範囲が拡張されたことにより、パワハラ防止措置が社会において全面施行となったわけであります。それだけ、パワハラは決して許されないといった、パワハラ排除の動きが加速をしております。

さて、パワハラ防止法により義務化されました事業主による、雇用管理上必要な措置を改めて申し上げます。1つ目、事業主によるパワハラ防止の方針等の明確化及び周知と啓発、2つ目、適切に対応するために必要な相談体制の整備、3つ目、事後の迅速かつ適切な対応、4つ目、プライバシー保護、パワハラの相談を理由とする不利益取扱いの禁止の4点であります。

以上のことを踏まえ、令和3年6月議会の質問では、本市のパワハラの対応についてお尋ねをいたしました。そのときの答弁では、一元的に相談に応じることができる体制を整備するために、早期の相談窓口の設置や関係要綱の制定に向け、現在準備中とのことでありました。当時は、まだまだ雇用管理上必要な措置は十分では



なく、早急な対応をお願いしたところであります。また、あわせて今後のハラスメント対応をお伺いをし、研修による意識啓発やアンケート調査のよるハラスメントの実態調査も進めていくと答弁をいただきました。

そこで、1点目の質問です。以前、答弁をいただきました、ハラスメントの対応について、その進捗と現状をお伺いいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問のハラスメントに関する本市の取組状況について、お答えをいたします。

令和3年8月に全職員を対象として、ハラスメント関係例規の整備及び相談窓口設置に向けたアンケート調査を実施いたしました。

その結果、ハラスメントを受けたことがある、見聞きしたことがあるの回答を合わせると全体の47%を占めるものでした。

また、望まれる防止策としては、1つ目、守秘義務の徹底、2つ目、第三者窓口の設置、3つ目、調査・処分体制の整備、4つ目、研修等の意識啓発の要望がございましたので、これらを十分反映した上で、令和4年4月に職場におけるハラスメントの防止等に関する規則、職場におけるハラスメントの防止等に関する指針を施行するとともに、懲戒処分の指針を改正し、パワーハラスメントに関する事項を追加しております。

なお、相談窓口には、担当部署の総務課をはじめ、職員組合や外部相談窓口等を加え、職員が相談しやすい体制を構築したところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

[2番 永田壮弘 議員 登壇]

○永田壮弘 議員

以前の私の質問から、具体的に対応がなされているということは確認ができました。

一方で、アンケート調査において、ハラスメントを受けたことがある、見聞きしたことがあるの回答が全体の47%、約半数もの職員がハラスメントを実感しているということで、その多さに驚いたところでございます。令和3年には相談件数等のハラスメントの実態についてもお尋ねをしましたが、各種ハラスメントのうち、パワハラに関する相談は4、5件程度寄せられているという状況でした。今回、相談

窓口もこれまで総務課のみであったものが、職員組合や外部へも拡大されたということで、そうした声をより多く受皿として酌み取ることができるのではと思っております。

そこで、2点目の質問をしたいと思いますが、その前に任命権者の違う山鹿市と山鹿市消防本部では、ハラスメントに関する相談窓口や対応などをそれぞれで行っているということでありました。つまり、これまで私がやり取りをした内容につきましては、市長部局のことでありましたので、次の質問は市長部局と山鹿市消防本部、それぞれに質問をさせていただきます。

相談等を通じた実態調査により、パワハラに限らず、各種ハラスメント、またはそれと疑わしき案件があるのかどうか、お伺いをいたします。また、ある場合、その案件の内容と対応について、お伺いをいたします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

**○大林秀樹 総務部長**

御質問の、現状及び対応状況についてのうち、市長部局について、お答えをいたします。

初めに、ハラスメントに対する対応についてでございますが、職員から相談窓口にはハラスメント行為や人間関係の悩みなどの相談があった場合は、事案の内容や状況を把握するため、相談に係る申出書を提出していただきます。その後、総務課において問題点の整理を行い、ハラスメントと思われる言動が確認できた場合は、ハラスメント対策委員会に諮ることとしております。同委員会は、外部の産業医を含む6名の委員で構成し、相談者からの経緯記録、行為者ヒアリングや第三者ヒアリング等に基づき慎重に審議し、事実関係を認定するか否かを判断することといたしております。

次に、相談件数についてでございますが、令和4年4月から現在まで5件の相談がございましたが、同委員会で山鹿市職員懲戒等審議会に付議すべきハラスメントと認定した事案はございません。なお、具体的な相談内容については、プライバシーの関係上、個別案件の特定につながりかねませんので、詳細は控えさせていただきます。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。有尾消防長。

[有尾壽朗 消防本部消防長 登壇]

## ○有尾壽朗 消防本部消防長

御質問のハラスメントの現状及び対応状況について、お答えいたします。

消防本部では、本年度、ハラスメント相談窓口に1件の相談がございました。この窓口は、職場におけるハラスメント防止についての指針に基づき設置しているものでございます。

相談内容につきましては、パワーハラスメントに関連する内容でしたが、プライバシーの関係、個別案件の特定につながるおそれがございますので、詳細は控えさせていただきます。

対応といたしましては、先ほどの指針に基づき調査を行った結果、懲戒処分には至らないものの、処分を行っております。

以上、御答弁申し上げます。

## ○服部香代 議長

永田議員。

[2番 永田壮弘 議員 登壇]

## ○永田壮弘 議員

案件の内容については、プライバシーの関係上、個別案件の特定につながるおそれがあるということで回答いただけませんでしたでしたが、ただいまの消防長の答弁で、パワハラに関して相談のあった1案件において、その対応として懲戒処分には至らないものの、処分を行ったとございました。

ここで、厚生労働省が示すパワハラ定義について、説明をさせていただきます。職場のパワーハラスメントとは、職場において行われる、1つ、優越的な関係を背景とした言動であって、2つ、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、3つ、労働者の就業環境が害されるものをいい、これら1から3までの3つの要素を全て満たすものをいいます。

例を挙げて1つずつ確認しますと、1つ目、優越的な関係を背景とした言動とは、業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が行為者とされる者に対して、抵抗や拒絶することができない。職務上の地位が高い、上位の者による言動のことを指します。

2つ目、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものとは、社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要がない、またはその態様が相当でないものを指します。例えば、業務上明らかに必要性のない言動や業務の目的を大きく逸脱した言動が挙げられます。

3つ目、労働者の就業環境が害されるとは、当該言動により労働者が身体的または精神的に苦痛を与えられ、就業環境が不快なものとなったために、能力の発揮に

重大な悪影響が生じるなどの、当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じることを指します。

先ほど質問しました職員不祥事の案件の際、懲戒処分の指針に沿って処分の内容を決定したとありました。その懲戒処分の指針によりますと、パワハラは懲戒処分が確定をいたします。したがって、今回の消防本部の案件については、懲戒処分に至らない処分ということで、パワハラの認定がなされなかったということでありま  
す。この件につきましては、ハラスメントを受けたと訴える当事者から、直接、私に相談がありました。お話を聞いたその内容から、なぜパワハラ認定に至らなかったのかと疑問に思ったところです。

そこで、3点目の質問をさせていただきます。パワハラの定義として3つの要素を述べましたが、その要素を基に今回パワハラと認められなかった理由について、具体的に消防長にお伺いをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。有尾消防長。

[有尾壽朗 消防本部消防長 登壇]

○有尾壽朗 消防本部消防長

御質問の、パワーハラスメントと認められなかった理由について、お答えいたします。

ハラスメントを申し出た職員、行ったとされる職員の双方の意見及び第三者など関係する職員への聞き取り調査を踏まえて、パワーハラスメントに該当する3つの要件に照らし合わせ、総合的に判断いたしました。詳細につきましては、プライバシーの関係上、控えさせていただきます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

[2番 永田壮弘 議員 登壇]

○永田壮弘 議員

プライバシーの保護ということで、なかなか明確な回答がいただけません。総合的に判断したと、当然だと思います。被害者の今の現状、被害者の今後の人生、勇気を持って私に相談して、助けを求めてきた被害者の心情を思うと、この誠意のない答弁には悔しくて憤りを感じます。私は、処分を目的として質問しているのではありません。ハラスメントは決して許されないものであり、今後、同じことが繰り返されることのないよう、職場の中からハラスメントを完全に排除しなければなりません。そのために、身内で身内を調査、そして処分・検討する体制や、ハラスメ

ントに対する認識の甘さに対して問題提起をしているわけであります。

令和２年４月、お隣の菊池広域連合消防本部において、上司からのパワハラを苦に自ら命を絶ったと、悲しい事件がありました。この案件では、職員が亡くなった後に、第三者委員会が設置され、パワハラと自殺の因果関係を調査したということでしたが、後手後手の対応だったと思います。本年７月には、御遺族が菊池広域連合を相手に１億円を超える損害賠償を求める訴訟を起こしており、その判決が注目されています。このような案件が、しかも近隣であっていながら、これまでの答弁からも本市のハラスメントに向き合う姿勢と対応に大いなる不信感を抱くものです。

そこで、４点目の質問です。ハラスメントを事前に防止するために、今後どのような対策を取っていかれるのか、総務部長と消防長にそれぞれお伺いをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問にお答えをいたします。

ハラスメント防止対策につきましては、職場内の職員相互の信頼関係や、安心して働くことができる職場環境を築くことが、市政運営や職務の円滑な遂行上も大変重要であると考え、令和３年度から令和４年度にかけ、全職員を対象にパワーハラスメント研修を合計で１１回実施し、３５５名の職員が参加をいたしました。これは、研修を通じて、ハラスメント防止への理解と意識づけを徹底させることを目的としたものでございます。

全ての職員があらゆるハラスメントに関する正しい知識と対策等について共通の認識を持ち、一人一人が安心して生き生きと職務を遂行し、その能力を十分に発揮できるような風通しのよい職場環境づくりを進めるために、引き続き研修を実施してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。有尾消防長。

[有尾壽朗 消防本部消防長 登壇]

○有尾壽朗 消防本部消防長

御質問の、ハラスメント事前防止のための今後の対応について、お答えいたします。

従来行っておりましたハラスメント研修では、今回のような事案が発生したことを重く受け止め、今後は再発防止に向けた特別研修を実施いたしますとともに、消

防特有の習わしなどを改め、必要に応じて組織風土の改善を図りたいと考えております。

また、処分に当たって、現制度では基本的に消防本部内で判断しておりますことから、今後は産業医を含めた関係者6名で構成するハラスメント対策委員会に諮問し、その答申も参考にして処分内容を判断、決定することにいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

[2番 永田壮弘 議員 登壇]

○永田壮弘 議員

菊池広域連合消防本部への提訴に当たり、熊日記事の御遺族のコメントで、パワハラを見過ごした組織にも責任がある。命を返してほしい。同じことが二度と起きないように提訴を決めたとありました。大変重い言葉です。

私は、今回の本市消防本部の案件も、パワハラを見過ごしているのではないかとの思いから質問をしてきました。尊い命を代償にしなければ、役所は動かないのか、認めないのか、もはや大変な危険さを感じています。今回のやり取りで、不信感ばかりが募りました。消防本部内で行われたハラスメント審議会における開示請求等を含め、今後、しかるべき対応を検討していかなければならないと考えております。

最後に、市長にお尋ねをいたします。今回、消防本部でのパワハラに関する案件については、パワハラの実定がなされませんでした。私も本人からの相談内容、私自身が今回の質問を通じて、消防本部とのやり取りを総合的に判断した結果、再調査の必要性について検討すべきだと考えますが、市行政の最高責任者である市長の御見解を伺います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

処分に係る判断については、慎重審議の結果であると認識をしております。

ただし、消防本部に対し、市長部局の総務課が中心となって、今回の相談受付から判断に至るまでの調査範囲や方法、審議体制について改めて調査を行うとともに、消防本部以外の第三者で構成するハラスメント対策委員会に諮る必要があったか否かについて検討することに協力するよう指示をしたところです。

○服部香代 議長

永田議員。

[ 2 番 永田壮弘 議員 登壇 ]

○永田壮弘 議員

消防本部におかれましては、ただいまの市長の答弁に真摯に耳を傾けていただきまして、今後の対応をお願いしたいというふうに思います。

市長をはじめ、執行部におかれましては、決して職員一人一人がハラスメントにおびえることなく、伸び伸びと仕事ができ、市民の信頼に応えることができるように御配慮いただきますよう重ねてお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

[傍聴席から拍手するものあり]

○服部香代 議長

静粛をお願いいたします。

以上で、永田議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時00分 休憩

○

午前11時10分 開議

○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、勢田昭一議員の発言を許します。勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

皆さん、おはようございます。

議席番号15番、勢田昭一であります。

発言通告に従って、質問をいたします。

今年の夏、貴重な体験をしました。1つ目に、7月1日の台風7号の接近に伴う自主避難所への訪問、2つ目に、7月31日、私の議会報告と地区民の方との意見交換会、3つ目に、8月22日、山鹿市農業委員会の皆様との意見交換会の3つがありました。

特に今回は、この3つの貴重な体験を基に、諸課題を3点に絞りました。1点目に、公文書を守る視点で、公文書の保管状況と今後について、2点目に、里山をつなぐ視点で、過疎地域を取り巻く状況とその対策について、3点目に、特用林産物を創り出す視点で、一点突破の特用林産物についてを質問いたします。それぞれに一問一答でお願いをいたします。

それでは、最初の質問です。公文書を守る視点で、公文書の保管状況と今後につ

いて伺います。今年の7月1日、台風7号の接近に伴い、避難されている方々への状況確認と、その対応していただいている職員への激励のために、菊鹿市民センターを訪ねました。そのとき、庁舎の屋根より雨漏りがしており、そのそばに書類が見えたのです。その書類は何ですかと職員に尋ねました。その答えは、過去の公文書と聞き、大変驚きました。そこで、本市における公文書管理が気になり、この一般質問となりました。

そこで、1回目の質問です。公文書の種類とその量、保管場所はどうなっているかを伺います。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の、公文書の種類、量と保管場所について、お答えをいたします。

いわゆる公文書とは、職員が職務上作成し、または取得した文書であって、職員が組織的に用いるものとして本市が保有しているものをいい、その種類として、条例、規則などの法規文書、訓令などの令達文書、照会、回答、申請、通知などの往復文書、伺い、復命などの内部文書、証明や契約などのその他の公文書におおむね分類することができます。

保管場所につきましては、利用頻度が高い公文書をそれぞれ各部署の執務室において保管し、一定期間が経過して利用頻度が低くなった公文書のうち3年、5年、10年などの保存期限を設けているものを本庁舎地下の書庫、または各市民センターなどの書庫において、保存期限を設けていないものを菊鹿市民センターの2階において保存しております。

その量としましては、段ボール箱に大小ございますが、本庁舎地下に約2400箱分、菊鹿市民センターに約650箱分、保存している状況でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

答弁にありましたように、公文書は現在、段ボールに3050箱ほどあるということが確認できました。また、保管場所については、おおむね2か所、本庁の地下、あるいは菊鹿市民センターということで確認をいたしました。

各自治体によって、その保存方法もそれぞれ違うと思います。今ありましたよう



に、考えられる方法として2つあります。それは1か所に集中保管をするということ、もう1つは、分散保管をするということが考えられます。私としては集中保管のほうがいいと考えますが、そこで2回目の質問をさせていただきます。集中保管をするメリット・デメリットとして、どのようなことが考えられるのか伺いをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

ただいまの御質問にお答えをいたします。

本市におきましては、一定期間が経過して各執務室での利用頻度が低くなった公文書については、総務課に引継ぎをした上で原則本庁舎地下の書庫において保存する形をとっております。

保存文書を集中保管するメリットとしましては、一定のルール・基準の下での管理が行いやすく、保存期限が満了した文書の廃棄作業が効率的に行える点などが挙げられ、デメリットとしましては、利便性の高い場所に広いスペースが必要となるなどが挙げられます。

なお、保存場所につきましては、スペースの都合上、先ほど御答弁申し上げましたように、1か所で保管するまでには至っていない状況でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

今、答弁にありましたように、集中保管のメリット・デメリットを十分理解することができました。また、保管スペースの確保が難しいことも分かりました。

このように、公文書を保管するにも、その管理条例や管理委員会の設置が必要だと考えます。その文書の中にも、特定歴史文書、永久保存版なんかもあるかと思えます。

そういったことを踏まえて、3回目の質問をいたします。公文書管理条例、そしてその管理委員会について、どのように理解をされておられるのか伺います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

公文書管理条例、管理委員会について、お答えをいたします。

いわゆる公文書管理条例とは、一般的に公文書の管理に関する基本的事項を定めることなどにより、公文書の適正な管理、歴史公文書の適切な保存、利用等を図ることを目的に制定されているものをいい、県内では熊本県、熊本市、阿蘇市などが制定しております。

また、公文書管理委員会は、この公文書管理条例内において、公文書の適正な管理に関する重要事項を調査審議するための附属機関として設置されることが一般的でございます。

本市におきましては、現在、条例ではなく、訓令により、文書の取扱いについて定め、公文書管理委員会のような機関は設けていないところですが、公文書等の管理に関する法律が制定されて以降、条例の必要性などについても並行して調査を進めてまいりました。この間、全国的な動きとしては、法律同様の規定を設ける団体が、熊本県をはじめ、数十団体现れた一方、歴史公文書の利用に重点を置き、これを情報公開条例で定める団体も登場するなど、その対処が一様ではない状況でございます。そのため、引き続き調査・研究を進め、どのような形が本市にとって適当であるかを判断してまいりたいと思います。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

今の答弁で、本市においては公文書管理条例ではなく、訓令に定めているということ、また管理委員会のような組織は設置していないということが分かりました。今の説明でもありましたように、国の指針あるいは他の自治体を調査され、さらに研究されることを希望いたします。

そこで、4回目の質問です。公文書の管理状況を踏まえ、その管理のデジタル化について、どのように考えておられるのか伺います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

先ほど、3回目の御答弁の中で、公文書管理条例の制定の市を御紹介申し上げましたけれども、その中で、私が「阿蘇市」と申し上げましたけれども、「天草市」

の間違いでございます。大変失礼いたしました。訂正しておわび申し上げます。

4 回目の御質問、公文書管理のデジタル化について、お答えをいたします。

行政のデジタル化が進む中、文書管理の電子化は極めて重要であると認識しております。受領文書や発送文書のいずれも、電子のものと紙のものが混在する中、その運用方法を想定し、どのような文書管理システムが望ましいか、電子決裁システムと併せ、現在、調査を進めているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

**○勢田昭一 議員**

答弁の訂正については、分かりました。

今、総務部長の答弁にもありましたように、デジタル化するにも、いろいろな条件整備や課題があることも十分理解をいたしました。しかしながら、現状では紙媒体から電子化に動いている状況にあります。本市として、文書管理システム、電子決裁システムと併せて、調査を進めると答弁をいただきました。これらのことを十分考え、他の自治体の動向を注視しながら、公文書の保管について、調査研究をさらにお願いをし、この項目の質問を終わります。

では、次の質問に移ります。里山をつなぐ視点で、過疎地域を取り巻く状況と、その対策について伺います。

私は、7月31日、地元の菊鹿町太田地区で、議会報告と意見交換会を行いました。その会には、15人の方々がご集まりをいただき、皆さんから切実な御意見をちょうだいしたところであります。

その御意見を集約すると、次の3点でした。鳥獣対策、耕作放棄地、空き家対策、そこで1回目の質問です。鳥獣対策、特にイノシシの現状と今後の対策・課題を伺います。

**○服部香代 議長**

これより執行部の答弁を求めます。石井農林部長。

[石井耕一郎 農林部長 登壇]

**○石井耕一郎 農林部長**

御質問の鳥獣対策について、お答えをいたします。

鳥獣の被害防止対策につきましては、市、JA鹿本、鹿本森林組合、熊本県猟友会山鹿支部等で組織します山鹿市被害防止対策協議会で対策を行っております。

内容としましては、イノシシやアナグマ、タヌキなどの獣類に対する防護対策と

しての、侵入防止柵の導入への支援や電気柵の補助、鳥獣被害対策の専門家を招いた講習会を実施しております。

また、農作物被害における防護対策の現状につきましては、侵入防止柵の事業を開始した平成22年度から令和5年度までの累計実績で、総延長約610キロメートル、受益戸数延べ4061戸、補助総額は3億8000万円で、内訳としまして国庫補助が約2億1000万円、市補助が約1億7000万円となっております。

さらに、市では平成17年度から令和4年度までに、電気柵の設置に対し2820件の補助を行っております。特に、今年度はイノシシの被害が多く、8月現在で85件の申請があつておるところでございます。

しかしながら、近年は侵入防止柵の下から進入をされ、農産物の被害が出る事案が多く発生していますので、定期的な見回り及び適正な設置方法の徹底を図りつつ、鳥獣の餌場や潜み場をなくす生息環境整備等を中心に啓発活動を行ってまいります。

また、捕獲につきましては、熊本県猟友会山鹿支部の皆様の御尽力により、令和4年度にイノシシ2401頭の捕獲実績がございました。しかし、年々、イノシシの被害が増加していく中において、猟友会の方々の高齢化が喫緊の課題となっております。

市としましても、新規会員獲得のため、広報紙への掲載等による啓発を図るとともに、引き続き狩猟免許取得への支援を行ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○服部香代 議長

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

#### ○勢田昭一 議員

今の答弁により、これまでイノシシ対策として、国と本市の補助総額が3億8000万円をつぎ込んでいること、また昨年度のイノシシの捕獲数も2401頭であったということが分かりました。そのことは、地域の方も十分理解しておられますが、最近の問題はイノシシが住居区域に入り込んで、人に被害が起こる心配がたくさん出てきているということを言われました。これまでは農作物を守ることで対策が行われてきましたが、これからは人的被害にも十分対応していただきたいと強く要望いたします。

次に上がった問題が耕作放棄地の対策であります。御案内のとおり、人口減少、高齢化、所有者の遠方化・疎遠化などで、だんだんと拡大しているのが年ごとにはっきり分かります。

そこで、2回目の質問をいたします。耕作放棄地の面積と、その対策と課題を伺

います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。石井農林部長。

[石井耕一郎 農林部長 登壇]

○石井耕一郎 農林部長

御質問の、耕作放棄地について、お答えをいたします。

農地の利用状況につきましては、農地法の規定により、農業委員会において、毎年1回8月頃に地域内の全農地の利用状況を調査することが義務づけられており、その調査結果としまして、2022年11月末時点の遊休農地等の面積につきましては、55万9675平方メートルとなっており、5年前の2017年の調査による79万5621平方メートルと比較しますと、23万5946平方メートルの減少となっております。

遊休農地発生の要因としましては、農業者の高齢化や後継者不足、鳥獣被害による耕作困難等が考えられます。さらに不在地主の増加や、相続登記がなされていないため地権者の所在が分からず、解消に向けた取組の妨げとなっているものもございます。

次に、遊休農地等の発生防止・解消対策としましては、耕作放棄地の再生と営農定着を推進する耕作放棄地解消対策事業や中山間地の農業生産活動の維持を推進する中山間地域等直接支払事業、遊休農地の発生防止のための保全管理を行う多面的機能支払交付金事業などの補助制度、交付金制度を活用した取組が行われております。

また、農業委員会では、調査により把握した遊休農地の所有者等に対し、利用意向調査を行い、自作もしくは貸付けや農地バンクの活用等を促し、耕作再開へつなげる取組も行っているところでございます。

加えて、国においては、令和5年4月1日に農地法の一部改正が行われ、農地取得の下限面積要件が撤廃され、これにより農業従事への門戸が広がり、多様な人材が農業に従事するようになることが期待されております。

なお、遊休農地の中でも山林の様相を呈するなど、再生利用が困難な農地につきましては、国からの農地法の運用通知に基づき、所有者等の意向を確認した上で、農業委員会で非農地の判断を行い、農地台帳から削除する手続も行っているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

## ○勢田昭一 議員

答弁にもありましたように、農地法の規定により、農業委員会が年に1回調査することが義務づけられているということを確認しました。そのことを基準に、毎年の実態、数値をきちんと把握していただきたいと存じます。

私も中山間地あるいは多面的事業のほうの役員をしております。毎回、そのことは大変心配をしておりますので、今後、市行政としても、より対策をぜひお願いをしておきたいと存じます。

次に、3回目の質問をいたします。空き家の現状と対策、課題を伺います。特に、崩壊等が危惧される空き家について、また空き家の利活用について伺います。

## ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

## ○大林秀樹 総務部長

御質問の、空き家の現状と対策、課題について、お答えをいたします。

まず、空き家の数及び危険空き家の状況につきましては、平成28年度に実施した空家実態調査に基づくものですが、当時、市内には空き家が1012軒、そのうち現状のままでは使用できない特定空家等に当たるものが102軒あるとの調査結果が出ておりまして、これは現在、市が把握しているものでございます。

しかしながら、この調査結果もすでに5年以上経過していることから、最新の状況を把握するため、現在、本年10月末を目途に、行政協力員の皆さんに、各行政区内の空き家等の実態調査を依頼しているところでございます。

次に、特定空家に関しましては、管理不全な空き家等の情報提供を受けた場合は、現地確認を行い、所有者等を特定した後、法の規定等に基づき、口頭や文書による助言、指導を行ったり、市が独自に実施しております山鹿市特定空家等除却促進事業による補助制度の活用を働きかけながら、特定空き家の自主的な解体を支援しているところでございます。

なお、同補助金の利用実績につきましては、令和2年度が13件で719万9000円、令和3年度が15件で887万5000円、令和4年度が27件で1468万4000円となっております。

一方、課題につきましては、所有者等の高齢化や市外在住が進み、経済的、労力的な負担感が増すことによる管理不全事案や、所有者等の特定が困難な事案、相続人が相続放棄をしている事案等への対応が挙げられます。

今後引き続き、法の規定等に基づく措置を確実に進めていきながら、特定空家等の解消に向けて取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。池田市民部長。

[池田淳志 市民部長 登壇]

○池田淳志 市民部長

御質問の、空き家の利活用について、お答えいたします。

本市では、空き家の利活用といたしまして、移住定住の促進と地域活性化を目的に、空き家バンク制度を運用しております。

空き家バンクの相談窓口である山鹿暮らしサポート局では、専門のスタッフが常駐し、きめ細やかに対応していることもあり、令和4年度の相談件数は885件と、前年度から109件増加し、契約件数も19件と、前年度から5件増加しています。なお、空き家バンク制度開始からこれまでの実績としましては、本年8月末現在で、登録件数は延べ140件、うち91件が契約成立件数となっております。

一方で、空き家バンクへの登録は、登記名義人による申請が必要であるため、固定資産税納税通知書発送の機会を活用した物件の登録促進も実施しておりますが、仏壇があるために空き家のまま放置されたり、未相続物件の場合は、相続登記に2年から3年を要する事例も多いことから、空き家の需要に対して登録数が不足している状況にあります。

しかしながら、来年4月には相続登記が義務化されるため、今後はさらに相談件数も増え、スピーディーな登録ができるものと期待しているところであり、山鹿暮らしサポート局と一体となって、空き家の登録促進に、より一層取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

空き家の実態調査は、5年以上前のデータですので、現在はもっと増加していることが予想されます。このデータをきちんと把握することも、行政の大事な業務と考えます。その点は、今後きちんと対応をお願いし、この項目の質問を終わります。

次の質問、3点目の項目に移ります。特用林産物を創り出す視点で、一点突破の特用林産物についてであります。私は、8月22日、山鹿市農業委員会と市議会農林業を考える議員の会との意見交換会が開催をされ、出席をいたしました。そこで、農業委員さんより、平野部鹿本町、中山間地鹿北町での、実践発表がありました。

特に竹林整備の実践にすごく興味を覚えました。そのことを踏まえて、特用林産物を創り出す視点で、一点突破の特用林産物について伺いをいたします。

そこで、1回目の質問です。本市におけるタケノコの生産量と竹林面積を伺います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。石井農林部長。

[石井耕一郎 農林部長 登壇]

○石井耕一郎 農林部長

御質問の、タケノコ生産量と竹林面積について、お答えをいたします。

タケノコの実産量につきましては、令和4年度JA鹿本タケノコ販売実績によりますと、青果タケノコが186.1トン、前年比103%、原料タケノコが356トン、前年比77%、合計542.1トン、前年比84%となっているところでございます。

次に、竹林面積ですが、熊本県林業統計要覧によりますと、本市の竹林面積につきましては917ヘクタールであり、山鹿市総面積のうち約3%となっているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

答弁もいただきまして、タケノコの実産量、竹林の面積を確認することができました。ただ、御案内のとおり、現在は現金買取りがそれぞれの地域で行われております。そういった意味では、先ほどの数値よりもかなり大きな生産量を上げているということが考えられます。ですから、行政としてはJA鹿本さんの部分しか分からないと思います。そういった現金買取りの業者あたりにも調査をされることも希望をいたします。

次に、先日のマスコミで報道がありました特用林産物に興味を覚えました。

そこで、2回目の質問です。メンマあるいは竹堆肥の生産体制を伺います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。石井農林部長。

[石井耕一郎 農林部長 登壇]

○石井耕一郎 農林部長

御質問の、生産体制について、お答えをいたします。

たけのこメンマにつきましては、和水町との定住自立圏構想の中で、両市町の特



産品であるタケノコを商品化したものでございます。ＪＡ鹿本のタケノコの水煮をたけのこメンマとたけのこご飯の素に加工したものを、７月から市内物産館で販売をしておるところでございます。

８月までの２か月間の販売実績につきましては、たけのこメンマが532パック、たけのこご飯の素が815パックと好評により、予想を上回る販売となっておるところでございます。

竹堆肥につきましては、数年前までは鹿北の一部生産者が堆肥取扱業者からの依頼でパウダー化されておりましたが、現在、山鹿市において竹堆肥の生産はされていないようでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

答弁にありましたように、林産物の販売は順調に進んでいるようであります。いろんな企画をされて、いろんなネーミングをつけて販売をするということはかなりのチャレンジ精神があるということで期待をしております。

御案内のように、熊本県は全国で６番目の竹林面積を誇っております。熊本県の中でもこの山鹿市は多分上位から２番目ぐらいの竹林の面積を有しているかと存じます。

そこで、最後の質問です。竹林整備の対策とその課題を伺います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。石井農林部長。

[石井耕一郎 農林部長 登壇]

○石井耕一郎 農林部長

御質問の、竹林整備の対策等について、お答えをいたします。

今年度は、市内14団体が森林・山村多面的機能発揮対策事業を活用し、里山林を維持・保全するための活動に取り組んでおります。本市といたしましても、本事業の国庫補助率は75％で、残額の62.5％を上乗せ補助しているほか、市単独事業として特用林産園地内の作業道開設補助などを実施しております。

また、熊本県が実施する竹たけのこ生産支援事業などについては、毎年、ＪＡのタケノコ部会を通じて要望調査をしているところでございます。

課題といたしましては、人口減少や高齢化に伴い、タケノコ生産者も例外なく高齢化が進行しておりますので、十数年後には竹林整備が滞り、放置竹林のさらなる

増加が危惧されております。農林業全般において、生産者の確保や耕作放棄地の解消などが喫緊の課題となっておるところでございます。

今後、たけのこメンマなどの販売増によって、生産者の増収増益が見込まれ、課題解決の1つにつながるものと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

今後の対策と課題について答弁をいただきましたが、これもそれぞれが取り巻く状況と変わりなく、喫緊の課題ということも分かりました。特にやっぱり人口減少がそれぞれの産業に与えている課題というのはたくさんあるかと思います。

そんな中で、こんなニュースを見ました。今年の4月15日の熊日新聞に、「放置竹林活用 高校生が力」との記事がありましたので、興味を持ちました。それは、菊池農業高校生がその活用に一役を担っているものでした。こんな若い世代も一生懸命取り組んでいるということを御紹介をいたします。

さて、今回は私自身のこの夏の3つの貴重な体験により、公文書を守る視点で、里山をつなぐ視点で、特用林産物を創り出す視点での3点を質問し、それぞれの現状と課題を再認識することができました。

さて、今回の一般質問の打合わせのときです。議員のこの質問と同じものが、午前中訪問してきた鹿本高校の生徒さんと同じテーマでしたよと執行部から聞いて驚きました。高校生が竹林の課題解決のために活動している事例を2つ聞きました。このように、若い世代が関心を持って課題解決のため頑張っていることに頭が下がる思いと、期待感が大きく膨らみました。

これからも、行政、市民、各種団体、そして若い世代が山鹿市の現状を認識し、その課題分析をして、みんなでスクラムを組んで、チーム山鹿で頑張っていくことを期待します。

先般からありますように、山鹿は今、負の連鎖が続いております。1つは職員の不祥事問題、もう1つは企業誘致の撤退、こういった負の連鎖をみんなの力でいい方向にやっ払いこうではありませんか。

これで、私の25回目の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○服部香代 議長

以上で、勢田議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩をいたします。午後1時から再開いたします。

午前11時53分 休憩

○

午後 0 時59分 開議

○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、深牧大助議員の発言を許します。深牧議員。

[ 3 番 深牧大助 議員 登壇 ]

○深牧大助 議員

皆さん、こんにちは。

議席番号 3 番、鹿政不動産、深牧大助です。

発言通告に従い、一般質問を 2 点行います。

質問に入ります前に、今回は資料を配付させていただきたいと思います。議長に資料配付の許可をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○服部香代 議長

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第157条の規定により、これを許可いたします。

○深牧大助 議員

ありがとうございます。

それでは、1 点目、山鹿市スポーツ推進計画、令和 4 年度から令和 8 年度について伺います。東京2020オリンピックでは、野球、ソフトボール、空手、スケートボード、スポーツクライミング、サーフィンなど、5 種目が追加されています。その中のスケートボードについて伺います。

まず初めに、スケートボード競技者のマナーアップ、レベルアップを目指し、競技者のための環境整備、施設設置等の目的として、山鹿スケートボード協会フライドが令和 5 年 4 月に発足されました。この山鹿スケートボード協会フライドが発足したことについて、御存じなのか伺います。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、本市におけるスケートボード団体の認知について、お答えいたします。

平成29年 5 月に、一般社団法人熊本県スケートボード協会が設立されたことは、新聞報道や SNS などを通じ存じておりましたが、本市において御案内のスケートボード団体が発足したことは、存じ上げておりませんでした。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

深牧議員。

[3番 深牧大助 議員 登壇]

○深牧大助 議員

毎月1回、菊池川、山鹿大橋下の駐車場にて、スケートスクールやセッションを行っておられます。代表の思いを聞いてきましたので、御紹介します。近年、オリンピック競技にもなっているスケートボードは、以前に比べ身近にテレビやチューブなどでも目にします。また、競技人口や年齢層も幅広くなり、日本各地にスケートボードパークなど、施設がたくさんあります。熊本県には市営と民間経営のスケートボードパークが県南に集中しています。県北にはスケートボードパークがない状態で、先駆けてスケートボードができる場所をつくることは、山鹿市のスポーツの理解を幅広く高めることができますと思いますとの熱い思いを持っておられます。

それでは、本題に入ります。スポーツ基本法では、スポーツは心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人または集団で行われる運動競技その他の身体活動であるとされています。

令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間として施策を、第2次山鹿市総合計画後期基本計画を踏まえ、本市のスポーツ施策を体系的・計画的に推進するために、令和4年3月に山鹿市スポーツ推進計画が策定されました。

施策の展開の基本方針の中から一部抜粋をします。多くの施設が昭和50年代に整備され、施設や設備の不具合箇所も出ており、改修が必要な状況です。また、近年新たな種目が増え、ルール等も変化する中、利用者のニーズに沿った施設の充実も必要となっている。この中の新たな種目について、スケートボードの認識はございますか、お答えください。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、スポーツ推進計画における新たな種目としての認識について、お答えいたします。

令和4年3月に策定しました山鹿市スポーツ推進計画においては、スポーツで人輝くまち・やまがを基本理念に、するスポーツの推進、観るスポーツの普及、支えるスポーツの充実、つながるスポーツによる地域振興の4つを基本方針に掲げ、そ

の実現に向け各施策に取り組んでいるところです。

お尋ねのスケートボードにつきましては、本市においても以前から楽しんでおられる愛好者がいらっしゃることは承知しているところです。

また、令和3年に開催された東京2020オリンピックで正式種目として採用され、さらには日本人選手が見事な活躍をしたことから、全国的に愛好者が増加したように感じております。

このようなことから、競技としてのスケートボードにつきましては、スポーツ推進計画に記載した新たな種目の1つとして捉えているところです。

以上、御答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

深牧議員。

[3番 深牧大助 議員 登壇]

**○深牧大助 議員**

新たな種目として、スケートボードを御認識いただいていることが分かりました。

次に、未来のアスリートの発掘と育成及び循環体制づくりについて、アスリートが活躍する姿を間近で観戦したり、いろいろな競技を体験したりする機会を提供するなど、幼い頃からスポーツに興味を持つきっかけをつくることで、スポーツのすばらしさを伝え、スポーツ志向の醸成を図ります。加えて、特定の競技に特化する前に、幼児期から多種多様な競技に触れることができる環境づくりに取り組むことも、ジュニアアスリート強化を事業化し、ジュニア期からの長期的な視点に立った継続的かつ効果的なアスリートの育成・強化を努めますとあります。ここに、幼児期から多種多様な競技に触れることができる環境づくりに取り組むとありますが、このスケートボード場、練習場所の必要性についてはどのように思われているのか伺います。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

**○中尾雄二 教育部長**

御質問の、スケートボード場の必要性について、お答えいたします。

スケートボード場の整備または練習スペースの確保については、スポーツ振興の観点から、スポーツ競技としてのその必要性により判断すべきと考えております。

先ほど申しましたとおり、本市にスケートボードの愛好者がいらっしゃることは承知しておりますが、その数がどれぐらいであるのか、また愛好者の中にスポーツ競技として取り組まれている方がどれくらいおられるのか把握していない状況です。

このようなことから、スケートボード場の整備については、今後、本市の競技人口が増え、それらの方々が組織される団体などと、求められる施設の内容・規模、場所、管理の方法及び使用に関するルール等についての話し合いができる環境が整った上で、具体的な相談や要望を受けながら、その必要性について検討していくことになると思っています。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

深牧議員。

[ 3 番 深牧大助 議員 登壇 ]

○深牧大助 議員

まだ発足して間もないことから、競技者数の実態把握など、調査をされている状況です。令和5年8月時点で、競技者は未就学児から成人まで、およそ80名ほどと、推定ではありますが、把握をしているとのことでした。

答弁では、スポーツ振興の観点から、スポーツ競技としての、その必要性により判断すべきと。また、競技人口が増え、それらの方々が組織される団体などと、求められる施設の内容、規模、場所、管理方法及び使用に関するルール等について話し合いができる環境が整った上で、具体的な相談や要望を受けながら、その必要性について検討していくことになるとの回答でした。現段階で、山鹿スケートボード協会が発足したことで、施設の内容や規模、場所、管理の方法及びルールについて、相談や要望ができるようになったと解釈をいたします。

先ほどの答弁では、新たな種目の1つとして捉えているとのことでしたが、まだその必要性についての検討なのでしょうか。これは数年前の話になりますが、カルチャースポーツセンターで昼夜問わず、中学生、高校生、もちろん成人の方もいらっしゃいますが、スケートボードの練習をしていたそうです。そのときにはルールや規定もなく、皆さん見て見ぬふりだったのではないのでしょうか。マナーが悪い、散らかす、そうなったら使用禁止、誰かがマナーを教えましたか。なぜ継続して利用ができるように一緒にルールをつくろう、そういうふうな行動はなかったのでしょうか。最初は大規模でなくていいんです。生コン打ちの平らな場所、公園の一角でもいいんです。傷んでいないアスファルト舗装でいいんです。ただし、スケートボードの音は大きく、結構苦情も出ていると思います。

また、夜間の公園などにスケートボードの若者がすると怖いからということで近づけないという話も聞きます。そんな市民の声にも応えるべきではありませんか。練習スペースの確保は、市民の安心・安全のためでもあると思います。また、子供たちの居場所としても担うのではないのでしょうか。

ここまでは必要最低限のお願いでしたが、次に交流人口の拡大による地域活性化、地域振興について、新たな種目としてのスケートボードを、県北最大のスポーツ施設となれば、スポーツ大会に伴う交流人口の拡大は、観光や商業をはじめ、各分野において地域経済の発展に大きく寄与すると考えられます。スポーツ推進計画の、する、観る、支える、つながるの基本方針に基づき、関係団体、関係部署が連携をし、地域の活性化、スポーツ活動の充実へつながることを期待します。

最後に、施設の内容、規模、場所、管理の方法、使用に関するルール等について、競技の場を設けていただき、一般社団法人熊本県スケートボード協会の協力を得ながら、必要性ではなく、整備に向けた検討をお願いして、この質問を閉じます。

次に、２点目の質問に移ります。山鹿市公営企業会計である水道事業について伺います。まず、水道の基本料金、従量料金及び加入金の現状、近年の改定状況についてお答えください。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。阿蘇品水道局長。

[阿蘇品健 水道局長 登壇]

○阿蘇品健 水道局長

御質問の、水道の基本料金、従量料金及び加入金の現状、それと近年の水道料金の改定の状況につきまして、お答えいたします。

本市では、設置された水道メーターの口径に応じまして料金体系を採用しております。口径別の基本料金が異なります。基本料金は、口径13ミリメートルが855円、20ミリメートルが1140円、25ミリメートルが1430円、40ミリメートルが2000円、50ミリメートルが2550円、75ミリメートルが2835円、100ミリメートルが3210円となっております。

従量料金につきましては、全口径とも使用水量10立方メートルまでを基本水量として基本料金に含めております。それを超える11立方メートルからは1立方メートル当たり一律165円が従量料金となっております。

加入金につきましては口径で異なり、口径13ミリメートルが3万3000円、20ミリメートルが4万4000円、25ミリメートルが6万6000円、40ミリメートルが24万2000円、50ミリメートルが44万円、75ミリメートルが118万8000円、100ミリメートルが235万4000円となっております。ただいま申し上げました基本料金、従量料金、加入金、これは全て消費税込みの金額であります。

また、近年の料金改定の状況につきましては、合併前の旧山鹿市において、平成8年度に当時の経営状況に応じた料金改定を行い、合併後の平成21年度には、旧市町間の料金の統一及び一部料金の改定を行っております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

深牧議員。

[ 3 番 深牧大助 議員 登壇 ]

○深牧大助 議員

基本料金が口径別で異なること、従量料金は全口径ともに10立方メートルまで基本水量として基本料金に含まれており、11立方メートル以上が1立方メートル当たり一律165円、加入金も口径別であることが分かりました。

近年の改定状況が、合併前の旧山鹿市で平成8年、合併後の平成21年に料金の統一と改定を行ったとの答弁でございましたが、前回の料金改定からもう既に14年がたっております。本定例会へ認定第9号として出ております。令和4年度山鹿市水道事業会計決算審査意見書より、供給単価と給水原価の比較では、有収水量1立方メートル当たり8.8円の原価割れとなっています。山鹿市水道事業経営戦略、令和2年度から令和11年度において、令和4年度に15%の改定、令和9年度に10%の料金改定が必要であると見込まれておりました。

ここで、資料の配付をお願いします。

資料1、2020年改定版、山鹿市水道ビジョン概要版においては、経営収支状況は黒字経営が続いていますが、純利益はおおむね減少傾向にあります。さらに、今後は水需要の減少に伴い、収入が減少することが予測されます。しかし、今後は老朽化施設の更新事業が増加することが予想されるため、収入と支出のバランスがとれた経営を維持できるのか。現行の水道料金の場合における将来の給水量予測の結果を基にした収入予測、また現在予定している整備を実施した場合の支出予測を用い、財政シミュレーションを行った結果です。

資料2の長寿命化ケースでの財政収支の見通しを御覧ください。グラフにあるように、令和8年度には収益的支出が収益的収入を上回り、赤字決算となる見込み。また、令和12年度には補填財源残高がゼロ円となり、経営破綻となる厳しい予想となっております。

次のグラフを御覧ください。水道事業は、いかなる場合でも安定して水を供給する必要があり、今後も事業を継続するために、数年おきに10%から15%の料金改定が必要という結果でありました。

このように、料金改定が記載されていることを踏まえ、現在の経営状況、今後の見通し及び料金改定について、お答えください。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。阿蘇品水道局長。



[阿蘇品健 水道局長 登壇]

○阿蘇品健 水道局長

御質問の、現在の経営状況、今後の経営見通し及び料金改定について、お答えいたします。

令和4年度水道事業会計決算審査意見書に記載されておりますとおり、近年、供給単価が給水原価を上回る原価割れの状況が続いております。

このことにつきましては、営業費用等が増加する一方で、低廉な料金を維持するために、料金改定を先送りした結果と考えております。決算においては、これまで何とか黒字経営を維持してまいったところでございます。

さて、現在の経営状況についてですが、令和2年度に簡易水道を統合したことによる収支バランスの悪化など、以前にも増して厳しい状況の中、経営の安定に努めているところでございます。

また、今後の経営の見通しについてですが、水道事業を取り巻く経営環境は、給水人口の減少等により料金収入が減少する一方で、動力費の増加、管路・施設の更新や耐震化の費用確保などで、今後一層厳しくなることが予測されます。

水道事業は、御承知のとおり、地方公営企業でありますので、独立採算制と公共性の確保という2つの原則の調和を図り、安全で安心な水道水の供給という使命を果たすため、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に努めてまいります。

今後、適切な原価計算に基づく適正な料金水準の設定が必要不可欠と考え、昨年度から市民、水道使用者の代表者、有識者等で構成します水道事業審議会を開催し、料金体系の在り方について御審議をいただいているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

深牧議員。

[3番 深牧大助 議員 登壇]

○深牧大助 議員

現在、水道事業の審議会が開催をされ、料金体系の在り方、もちろん料金改定についても審議・議論をされていることが分かりました。管路や施設の長寿命化への取組、耐震化への更新など、課題はたくさんあると思います。

先ほども答弁にありましたように、いかなる場合でも安定して水を供給する必要があります。今後、事業を継続するためにも、料金体系の改定、従量料金の改定が必要であると思います。

子供世代、孫世代へ大きな負担とならないよう、審議・検討をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○服部香代 議長

以上で、深牧議員の一般質問は終了しました。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

散 会

○服部香代 議長

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1 時 26 分 散会

~~~~~

9月6日(水曜日)

令和5年（第3回）山鹿市議会9月定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和5年9月6日（水曜日）午前10時開議

第1 質疑・一般質問

第2 委員会付託

発言通告

1. 芋生よしや

一般質問

- （1）熱中症から市民の命を守るために
- （2）自転車ヘルメットの普及のための取組・補助
- （3）市民の命を守る取組について
- （4）国道325号線バイパス道路工事に伴う移転地の農振除外について

2. 北原昭三

一般質問

- （1）公共施設等予約システムとWi-Fi整備状況について
- （2）移住・定住促進について
- （3）带状疱疹ワクチン接種の助成について

3. 原芳郎

一般質問

- （1）山鹿市の活性化について
- （2）山鹿市の農業について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（19名）

1 番	関	口	和	良
2 番	永	田	壮	拡
3 番	深	牧	大	助
4 番	原		芳	郎
5 番	隈	部	賢	治

6 番	高 橋 龍 一
7 番	豊 田 新二郎
8 番	山 下 誠 治
9 番	古 川 和 博
10番	金 光 一 誠
11番	松 見 真 一
13番	小 川 榮 二
14番	芋 生 よしや
15番	勢 田 昭 一
16番	有 働 辰 喜
17番	服 部 香 代
18番	富 丸 洋一郎
19番	北 原 昭 三
20番	永 田 紘 二



説明のため出席した者

市 長	早 田 順 一
副 市 長	阿蘇品 貴 司
教 育 長	堀 田 浩一郎
総 務 部 長	大 林 秀 樹
市 民 部 長	池 田 淳 志
福 祉 部 長	山 崎 寿 雄
農 林 部 長	石 井 耕一郎
商工観光部長	白 石 浩 二
建 設 部 長	松 尾 正 都
教 育 部 長	中 尾 雄 二
消防本部消防長	有 尾 壽 朗
総務部次長兼総合戦略課長	吉 岡 隆
福祉部次長兼福祉課長	徳 丸 和 孝
商工観光部次長	迎 田 祐 樹
情報政策課長	飽 本 勝 徳
防災監理課長	園 田 和 雄
地域生活課長	豊 田 義 幸
環 境 課 長	手 嶋 一 也

健康増進課長	田中耕新
農業振興課長	長迫貴
建設課長	渕上邦広
生涯学習・スポーツ課長	西島靖雄

事務局職員出席者

議世事務局長兼議会総務係長	小山天
局長補佐兼議事係長	森英州
書記	木村隆寛

_____ ○ _____

_____ 0 _____

気象庁研究部会が、今年の夏は観測史上最高の異常気温、一過性ではなく、今後も続くと発表しました。国連のグテーレス事務総長は、地球沸騰化の時代が到来した。もはや地球温暖化という生易しい言葉では対応できない気候変動への危機感を表明し、異常気象という言葉も終わりを告げ、これがニューノーマルになるとも述べました。

そこで、これからの酷暑による熱中症から市民の命を守る取組が必要だと考えます。市民の方からは、これまで歩くのには何の抵抗もなかったが、今年は特別、この時期歩くのは自殺行為だと思う。家の中で以前のように扇風機を回していても、熱波をかき回しているだけで、我慢できる状態ではない。エアコンはあるが、古くなっている。とても買い直せない。エアコンをずっとつけておきたいところだが、電気代が心配になる。いずれも市民の皆さんの切実な声ではないでしょうか。

そこで、お尋ねします。生活保護世帯のエアコン設置については、2018年、厚生労働省から設置補助が出されましたが、その要件はどういうものでしょうか。山鹿市の保護世帯は、どう対応されているのか。その示された要件に合わず、未設置のところはないのか。何よりも命を守ることが肝心であると、国から示された要件、柔軟に対応して設置を進めている自治体もあります。山鹿市でも取り組むべきだと思いますが、どうでしょうか。答弁をお願いいたします。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

〔山崎寿雄 福祉部長 登壇〕

○山崎寿雄 福祉部長

御質問の、生活保護世帯のエアコン設置について、お答えをいたします。

まず、国が定める保護の実施要領で示します、保護開始時において最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがないときに該当し、この場合、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがない場合、6万2000円の範囲内において、必要な額を認定することとなっております。

よって、初めて保護を開始した被保護者につきましては、訪問時に制度の説明を行いまして、エアコンの購入を促進をいたしております。本年度は、3件の申請がありまして、全て設置をいたしております。

また、それ以外の被保護者につきましても、熱中症を予防するため、担当ケースワーカーが被保護者宅を訪問する際、必ずエアコンの設置の有無を確認し、ない場合は、設置を助言をいたしております。

なお、その際の設置費用につきましては、支給決定された保護費のやりくりによ

って生じた預貯金や、生活困窮世帯への給付金等を充てていただいております。本年7月1日現在の被保護者世帯221世帯の内、218世帯がエアコンを設置されております。エアコン未設置の3世帯につきましても、引き続き熱中症予防のための助言を行ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

要件に当てはまる方については、設置をされている。それ以外の方にも設置しているのかどうかを確認して、設置ができるよう助言をしているとのことでした。

厚生労働省からは、健康状態や住環境などを総合的に勘案してという通知が来ております。物価高騰が続く中、保護費は相次ぐ引下げで、やりくりするのは限界があります。節約して数万円の購入費用捻出は無理です。困窮世帯への給付金を充てて設置ではなく、もっと柔軟な対応でエアコンの設置を行い、引き続き命を守る取組を行っていただきますようお願いいたします。

それでは、2番目の質問です。保護世帯には国からも設置を進めているが、困窮世帯など低所得者世帯についても、エアコン設置のための補助を設け、市民が安心して暮らせるようにすべきだと考えます。

先ほど市民の声を紹介しましたが、エアコンはあるが、古くなっているが買い換えられないという声も聴きました。補助を行って、そういう世帯も設置ができるように取り組んでいる自治体もあります。山鹿市でもそういう取組をしてくれたら、とてもありがたいとの要望も来ております。

そこで、低所得者世帯にも補助ができないかをお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

御質問の、生活困窮世帯などへのエアコン設置補助について、お答えをいたします。

本市では、生活困窮世帯へのエアコンの設置等につきましては、補助は現在いたしておりません。こういった世帯につきましては、生活の根本的な見直し、立て直しが必要であるというような見地から、現在、福祉課において平成27年度から山鹿市生活自立相談窓口を開設いたしており、その中で経済的な問題で生活に困ってい

る人、長く失業している人、ひきこもりやニートで悩んでいる人など、問題を抱えている人を対象に、専門の職員が相談に応じております。

相談を受ける中で、家計の面から生活再建が必要な方へは、家計改善支援の専門職員と連携をして、家計管理に関する相談や指導、状況に応じた支援計画の作成、貸付けの紹介などを行いながら、抱えている問題に対応し、自立した生活が営めるような支援を行っております。本年度の相談件数は8月末日現在で51件ございまして、このうち直接、エアコン設置に関する相談は受けてございません。

また、昨今の電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえまして、特に家計への影響が大きい低所得者世帯に対しまして給付金を支給し、価格高騰に対する支援を実施いたしておるところでございます。本年度の給付金におきましては、本市独自で住民税均等割のみの課税世帯に対しても給付金を支給し、生活困窮世帯への直接支援に取り組んでいるところでございます。これらのことから、困窮世帯等へのエアコン設置に特化をいたしました補助については考えておりません。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

山鹿市では、確かに住民税非課税世帯などに対して給付金をこれまで取り組んでいただいております。ただ、本当に物価高騰の中、生活の状況の中で大変苦勞されている市民の皆さん、エアコンまではとても手が出ないという状況ではないかと思えます。

それでは、3番目に涼みどころ・クーリングシェルターという仕組みが、今、世界で行われておりまして、日本でもそういう取組がなされております。クーリングシェルターの設置について伺います。先ほども言いましたが、エアコンは家庭にあるが、電気代の高騰、物価高で少しでも節約せねばならないと、エアコンをつけずに過ごしている方がいらっしゃいます。また、国からは再三にわたって、熱中症対策として、この涼みどころをつくることを打ち出され、全国で取り組み始めた自治体も広がっております。涼みどころを山鹿市でも、公共施設や協力施設、例えば店舗、プラザ内など、広い場所がありますので、そういうところと協力して取り組んでいただきたいとの要望が出ておりますが、どうでしょうか。取り組めるでしょうか。答弁をお願いいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。池田市民部長。

[池田淳志 市民部長 登壇]

○池田淳志 市民部長

御質問の、涼みどころ・クーリングシェルターの設置について、お答えします。

クーリングシェルターは、危険な暑さから身を守り、どなたでも自由に休息を取っていただける冷房設備のある施設のことです。

国においては、本年5月に公布され、1年以内に施行される、気候変動適応法の一部を改正する法律により、熱中症発生の予防をさらに強化していくこととされており、同法第21条に、市町村長は、冷房設備を有する等の要件を満たす公共施設等を指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターとして指定することができる」と規定されています。

本市としましては、独自に取り組まれている自治体の運営状況や利用状況、また今後、国から示される予定の指定暑熱避難施設の運営に関する手引き等を踏まえ、クーリングシェルターについて研究してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

国から示されるものを待つ、またクーリングシェルターについて研究をしていくと、何とも危機感のない答弁ではないでしょうか。国が何度も熱中症対策を取るようにと通知を出していて、進めている自治体があるというのに、山鹿市ではまだ研究しなければならないのでしょうか。できることから即取り組んでいくべきだと考えます。この後、市長にまとめてお尋ねをしていきたいと思います。

それでは、2項目めの市民の命を守る取組、自転車のヘルメットの普及のための取組、補助について質問をいたします。道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に乗車用のヘルメット着用の努力義務が課されました。ヘルメット着用在努力義務となったことは、内閣府や警察庁が発行しているパンフレットには、自転車の死亡事故の6割が、頭部に致命傷を負っていたこと、死亡事故を減らすためにはヘルメットの着用で頭部を保護することが決定的であるとしています。自転車事故でヘルメットを着用していない場合の死亡率は、着用している場合の約2.2倍と言われており、ヘルメット着用の推進が強く望まれます。

山鹿市の自転車のヘルメット着用推進についての考え、現在の取組についてお尋ねをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の、着用推進に向けた取組について、お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、ヘルメットの着用は自転車利用者の命を守るために、大変重要であると考えております。

本市におきましては、令和4年11月に改定されました内閣府の自転車安全利用五則を踏まえ、ホームページ等において、ヘルメット着用を呼びかけるとともに、その必要性についても周知しているところでございます。

また、山鹿警察署や交通安全協会などの関係団体と連携し、交通安全教室、交通講話、街頭キャンペーンなどの活動を通じて、周知を図っているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

周知を図っているとのことでしたが、ヘルメットの着用率は、今年の初めに行われた警視庁の調査で、13都府県平均4%だったそうです。熊本県は中でも7.8%だったと報道がされておりました。山鹿署で聞いてみましたが、把握できているのは、この同じ数字だそうで、山鹿市の着用率も同じような数字ではないかと思います。山鹿市でも自転車による重篤な事故が起きています。山鹿署では、近年5件の死亡事故が起きているが、そのうちの3件が自転車の高齢者の事故だったそうです。道路交通法の改正の背景には、ヘルメット着用が命を守ることだと思っています。こういったことが分かっているのに、周知を図るということで市民の命が守れるのでしょうか。

市内の自転車店では、ヘルメットは種類が多く、お店に置いておくのは難しいが、きちんと規格認定されたものが頭を守るためには大事で、値段は少し高くなるとのことでした。大型店に置かれているのを見ますと、大人用で五、六千円いたします。まだまだヘルメット着用が習慣化していない中で、ヘルメット着用が当たり前になるための普及策が、山鹿市でも必要ではないでしょうか。市民の安全を最優先するために、購入・着用の動機づけとしても、補助を実施していただきたいと思いますが、市の見解を求めます。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

購入・着用の動機づけとなる補助の考えについて、お答えをいたします。

自転車を運転する機会の多い小学生・中学生に対しては、各学校で実施する交通安全教室等において、ヘルメット着用の指導が繰り返し行われており、児童・生徒のヘルメット着用は習慣化しているものと考えております。

本市といたしましては、自転車の死亡事故を防ぐため、自転車に乗る全ての人に対して、ヘルメット着用の努力義務を定めた、改正道路交通法の周知徹底を、今以上に図っていくことが大切だと考えております。したがいまして、補助制度の導入につきましては考えておりません。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

今の答弁のように、小中学校の児童・生徒のヘルメット着用は習慣化していると考えているとのことでした。交通安全教室などが取り組まれ、繰り返し指導が行われているとのこと、こういった取組が大変重要で、効果を上げてきているということでしょうか。

さて、死亡事故が起きている高齢者の方たちにも、ヘルメットの着用を促すこと、推進を図る取組が大変重要だと分かります。先ほど、大人用で五、六千円すると申しましたが、この全てを補助してほしいと市民は願っているわけではありません。この普及のために、大きなアピール力が必要ではないか。それこそ市はヘルメットの着用を促して、市民の安全、市民の命を守っているんだというアピールが必要だと思います。最初に述べました宇城市の熊日の全面広告、とてもインパクトがあるかと思いますが、山鹿市でもそういう取組が必要になってくるのではと思っております。

それでは、市長にお尋ねをいたします。市民の命を守る取組、エアコンの設置とクーリングシェルター、それから自転車のヘルメットですから、3点ですかね。要望・提案をしました。自治体の一番の仕事は、住民の福祉の向上です。これまでにない気象状況、物価高騰の中、山鹿市民の命を守る取組としての提案です。ぜひ、この実現を図っていただきたいと思います。市長の答弁をお願いいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

市民の命を守る取組、3点ということでございますけれども、個別の案件については、それぞれ担当部長が今答弁をしたとおりでございますけれども、今後も気候変動や物価高騰などにより、様々な問題が起こることが予想されることから、市民の意見も聞きながら、市役所一丸となって対応してまいりたいと思います。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

本当に今後も気象変動、この高熱の夏が長期間にわたって続く、またもうこれはニューノーマルになる、そういった状況が言われております。もう一度、先ほどの言葉を繰り返しますが、今年の夏は観測史上最高の異常高温、一過性ではなくて、今後も続く。それは気象庁研究部会が発表しました。国連のグテーレス事務総長は、地球沸騰化の時代が到来した。もはや地球温暖化という生易しい言葉では対応できない。気候変動への危機感を表明し、異常気象という言葉も終わりを告げて、これがニューノーマルになると述べました。来年、また観測史上最高の高温となる予測なのです。

命を守る対策、例えば災害のときに道路が傷み、命の危険があるとなれば、緊急に対策を講じるのではありませんか。国はもう何度も通知を出し、熱中症対策を呼びかけています。緊急対策が必要です。令和4年12月7日、環境省大臣官房環境保健部環境安全課が、今後の熱中症対策の推進について。厚生労働省がエアコン購入及び設置費を支給することを認める通知を出したことから、エアコンが日本国憲法第25条、いわゆる生存権で、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。そのために必要なものであるということが明確になりました。どのような環境や立場の人に対しても、人間らしい最低限の生活を保障するように求めているものです。

国に対して、これは生存権を求めている憲法ですが、住民に一番身近な自治体がそれを一番に進めていかなければならないのではないのでしょうか。また、同じ2022年12月、中央環境審議会環境保健部会は、今の現状として、熱中症による死亡者は8割以上が高齢者。また屋内死亡者の約9割は、エアコンを使用していない62%、またエアコンを所有していなかった23%、東京都の監察医務院のデータを基に環境省が整理した資料によるものです。

熱中症を予防していくためには、特に高齢者におけるエアコンの使用も含め、地域において熱中症に係る普及啓発、戸別訪問、見守り活動の強化が重要と、民間団体との連携も訴えております。

また、2023年3月に環境省は、地球における熱中症対策の先進的な事例集の中で、地球温暖化に伴い極端な高温のリスクが増加しており、熱中症による死亡者数は高水準、年間1000人規模で推移している。

また、海外では災害級の熱波も発生している一方で、我が国における熱中症予防行動の国民への浸透は不十分であり、理解や危機感を高める必要がある。地域における取組も地域差が大きく、全国的に展開できていない状況である。

また、昨年開催されたC O P 27では、気候変動への適応が重要議題であり、地球温暖化がもたらす気候変動による被害から国民の命を守るためには、緩和策、いわゆる温室効果ガスへの取組に加え、現在生じており、また将来予測される被害の回避や軽減を図る適応策に、多様な関係者の連携・協働の下、一丸となって取り組むことが重要ですと書かれております。

もちろん、先ほど市役所一丸となって対応してまいりたいと思いますと、市長は答弁していただきました。さらに、様々なところと一丸となってほしいということが書かれているかと思います。気候変動適応計画、7つの分野のうち、健康分野において、暑熱環境とは先ほど部長の答弁の中にもありましたが、熱中症のリスクが存在する環境のことですが、それに関する適応の基本的な施策として、熱中症対策が挙げられています。地球温暖化の進行を考えれば、熱中症対策は気候変動適応策の中でも特に具体的な対策を推進していく分野であることに留意をして、対策を進める必要がある。熱中症は適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができますとも述べています。この予防、対処が重要ではないでしょうか。すぐに取り組むことではないでしょうか。

エアコンの設置、そしてクーリングシェルターの取組、また同じ市民の命を守る取組として、自転車のヘルメットの普及のための補助、何度も言いますが、市民の命を守る取組として位置づけて取り組んでほしいです。市長に、再答弁をお願いしたいと思います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

3点の内容でございますけれども、先ほど部長たちが答弁いたしましたけれども、まず生活保護世帯の方々においては、エアコン購入に関しては3件の申請があり、

全て設置をしておるということでございます。また、困窮世帯の方々、3世帯が未設置ということでございますけれども、引き続き熱中症防止のための助言を行っていきます。基本的に、そういった問題が起きたときは、ぜひ設置をしております山鹿市の生活自立相談窓口で、そういった方々は御相談をしてくださいということでお伝えをいただければいいと思います。専門職員もおりますので、親身になって相談に乗ってくれるかというふうに思いますので、その点はよろしく願いを申し上げます。

それから、クーリングシェルターの件に関しましては、今後また国から示される予定の指定熱中症の避難施設、これの運営に関する手引等というのがまた出てまいりますので、そこをしっかりと見させていただいて、今後、市としても研究して取り組めるように進めていきたいというふうには思っております。

それから、ヘルメットに関しましては、小学生・中学生はもう全てヘルメットを着用しているというふうに思います。高校のときも、ヘルメットをかぶっていなかったら学校の先生が、ヘルメットをかぶれと言って、追いかけてきよんなはったぐらい徹底して、先生たちが言うておられました。それがこの山鹿市の常識というか、子供たちがヘルメットをかぶるのが常識だろうと思って、県議会の教育警察常任委員会のときに、命を守るということで、似たような質問をしたんですね。そのときにヘルメットの補助を出せとかは言っていませんけれども、そんなときに、ほかの地域は高校生がヘルメットをかぶるというのが何か不思議に思われるというか、かぶっていないんですよ。だから、山鹿市はかぶるのが当たり前ということだったけど、みんな何か話をしていると、ぽかんとしたような感じで、だから県内全体でも山鹿市というのは、非常に子供たちというのはヘルメットをしっかりとかぶる、そしてまた指導もしている地域だというふうに私も思っています。ですけれども、高齢者とか、そういった方々も含めて、しっかり我々も関係機関には話をしますけれども、芋生議員にもぜひそういった方々を見かけられたら、ヘルメットをかぶったほうが安全ですよとか、そういう声かけをぜひしていただければありがたいと思っています。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

市長が本当にしっかりと答えていただいたので、とてもうれしくなりますし、私に託された市民の方も、市長が本当に生の答弁をされたことをうれしく思われると思います。私ももちろん、市民の皆さんには声をかけていきたいと思っています。ただ、

補助の件については、引き続きお願いをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、4項目めの質問となります。国道325号線バイパス道路工事に伴う移転地の農振除外についてです。これはバイパス化が進んできております。資料1、タブレットほうに出していただくことにしています。これは県のホームページからお借りしたものです。県北の横軸として重要な幹線道路、山鹿市鹿本町から菊池市七城町1.7キロメートルの4車線化が、平成29年3月30日に供用が開始されたとお知らせをするものです。この4車線化により、朝夕の交通渋滞が緩和され、通行車両と歩行者、自転車の安全で円滑な交通路を確保、工業団地などへのアクセス道路として広域的な経済産業振興に寄与、周辺に八千代座や鞠智城などの観光地があり、文化の発展、観光振興に寄与と、このチラシには説明がされております。

次に、資料2ですが、これは今の国道325号線の道路がバイパスをつなごうという話が出ている、それを説明するために山鹿市の資料の中からお借りしているものです。ピンクの線で国道325号線が示されていますが、黄色の線で主要地方道日田鹿本線、それからそれがつながって県道辛川鹿本線が縦から入ってきているかと思えます。菊池市のほうから行きますと、菊池市七城町のほうから4車線化が来た道路が、今度は来民の交差点から方保田のほうへバイパスをつなぎたいということが進められているかと思えます。示されているのは、方保田から鹿本町下高橋の区間の整備事業が今、打ち出されております。

そして、資料3になりますが、これも県のホームページに掲載されている資料です。平成30年の公共事業事前評価調書というもので、何枚かあるやつの一部です。これによりますと、この今打ち出されております整備事業、事業目的として国道325号は福岡県久留米市を起点とし、熊本県県北地域の山鹿市、菊池市などを経て、宮崎県臼杵郡高千穂町に至る幹線道路である。本事業は、山鹿市街地を通過する交通を分散させるための4車線バイパス整備を行うものであり、交通需要の増大による交通混雑を緩和し、安全で円滑な交通確保や物流の効率化などを目的としていると述べた上で、下の囲いの中に渋滞状況として国道325号線の現道は2車線の改良済み区間であるが、交通容量を超過し、日中、連続的に混雑している上、生活交通と物流交通が混在をしているため、住民の日常生活や産業など、地域活動に影響していると添えられています。事業区間としては、2019年度から2028年度の10年間、総事業費は39億円、県が16億500万円と書かれております。これは2019年度からやりたいとのことから、少し遅れているかと思えます。

次、資料4ですが、先ほどの同じ調書の中には、この事業を行わない場合、生活交通、物流交通、観光交通が混在することにより、日中連続的に交通渋滞が発生し、

地域振興、事故、災害時の代替路の確保を図る上での課題が解消されない。山鹿市や地元住民からの早期整備の要望を受けているとも書かれています。ここは市民の皆さんも様々な声を出されているかと思います。以前、日本共産党原徹さんが議員だった時代には、住民の声として4車線化は反対だという声も挙げたと聞いてはおります。現在、住民説明会がこれまでに2回行われ、付近の住民の中には移転先を探し、希望する土地の農振除外はできないかとの相談があっています。国道325号線バイパス道路工事に伴う移転地の農振除外について、どう扱うかについてお尋ねをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。石井農林部長。

[石井耕一郎 農林部長 登壇]

○石井耕一郎 農林部長

御質問の、移転地の農振農用地の除外について、お答えをいたします。

農作物の生産を目的に利用する農用地につきましては、農業振興地域の整備に関する法律によりまして、農業の健全な発展及び国土資源の合理的な利用に寄与することが求められ、本市は当該法律の規定に基づき、山鹿市農業振興地域整備計画を策定して農用地の確保・保全に努めておるところでございます。

農振農用地区域からの除外につきましては、地域の営農環境等に支障を及ぼさないことなどの除外要件基準に合致し、山鹿市農業振興地域整備計画審議会の審査及び熊本県と協議の上、農振農用地区域から除外することというふうになっておるところでございます。

土地収用法に基づく道路収用につきましては、農振農用地区域の適用除外規定はございますけれども、道路改良によります住宅の移転地につきましては、農振農用地区域の除外に関する特例の規定・基準等はございません。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

私も一応農家の娘でして、農用地につきましてはしっかり守っていただきたいという思いは強く持っております。

今回、この農振除外を申し出て、相談に乗ってほしいと言われている方は、道路を通すために自分が移転をしなければならないとの御相談です。

そして、先ほど部長の答弁によりますと、道路を造る場所の土地の収用について

は、農振農用地区域外の適用除外規定というのがあるということで、農振除外ができやすいとのことですが、移転地の場合はそういうふうにはなっていないとのこと

です。

今回の道路は、先ほど皆さんにお知らせしましたように、渋滞緩和などのために市も要望している事業です。今、県内への半導体企業進出による道路混雑、また山鹿市鹿本町では菊陽町などへの通勤をする方たちが人口流入してきているというようなこともお聞きしております。山鹿市の将来を見据えていく大変重要な道路改善だと考えます。御相談があるという方には、今もしっかり乗っていただいているかと思いますが、しっかりこれからも相談に乗っていただき、道路改善もスムーズに進みますよう、御協力をお願いしたいと思いますが、その点、もう一度、答弁をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。石井農林部長。

[石井耕一郎 農林部長 登壇]

○石井耕一郎 農林部長

ただいまの御質問にお答えをしたいというふうに思います。

先ほど申しましたとおり、農振の適用除外の基準につきましてはそのとおりでございますけれども、当然、移転地にかかわらず、住宅を建てるという部分につきましては、人生において大変なウエートを占める高い買い物であるというふうに認識をしておるところでございます。そういった部分につきまして、住宅用地等に農振地が関わる場合については、ぜひとも御相談をいただいて、それに対して農地の要件等も確認しながら御相談に乗りたいというふうに思いますので、そういったふうにお伝えしていただければというふうに思います。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

先ほど市長からも、市もしっかり取り組んでいることや、相談も乗っていただくこと、それから私からも相談に行くように助言をしてほしいという答弁もいただきました。農林部長のほうからも、様々なことに対応していくとのことでした。私も市民の皆さんの声をしっかりと届けながら、御一緒に力を合わせて、山鹿市がより住みやすい、また住民の福祉の向上ができるような自治体の取組に力を入れていきたいと思いますので、重ねてよろしく願いをいたします。ありがとうございます

た。

○服部香代 議長

以上で、芋生議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時49分 休憩

○

午前11時00分 開議

○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、北原昭三議員の発言を許します。北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

皆様、こんにちは。

議席番号19番、公明党の北原昭三でございます。

発言通告に従いまして、今回、一問一答にて3件の質問をいたします。よろしくお願いします。

1件目、公共施設等の予約システムとWi-Fiの整備状況について、まず公共施設の予約方法についてお聞きをいたします。他市では、予約受付は予約管理の負担減、24時間365日いつでも予約できるシステムを導入し、予約の受付を行っている自治体が多いと思います。山鹿市の公共施設を予約する場合、私も市民交流センター会議室を予約する際、電話で仮予約後、市民交流センター窓口にて申請書に必要事項を記入し、申込みをしておりますが、今の申請方法は時代遅れと感じております。ほかの方々も私と同じ方法で申請・予約されていると思いますが、施設により違う方法で予約を受け付けているところもあるかもしれませんので、あえて予約の方法と令和4年度の予約申請件数の状況について、お伺いをいたします。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、公共施設の予約方法等について、お答えいたします。

お尋ねのうち、市民交流センター、八千代座及びカルチャースポーツセンターにつきましては、指定管理者による管理・運営において、施設利用の予約対応を行っております。また、地区公民館につきましては、常駐する公民館指導員が予約対応をしております。

これらの施設を利用する場合、現在は各施設の窓口において申請書の提出をお願いしているところですが、現状としましては電話により空き状況や料金の支払い方法などを確認された上、仮予約をし、後日、申請書を提出していただく流れが一般的となっております。

次に、予約件数について、申し上げます。令和4年度の実績では、市民交流センターが会議室・文化ホールを合わせて972件、八千代座が108件、カルチャースポーツセンターが体育館、野球場、グラウンド等合わせて2920件、地区公民館が12施設合わせて5093件となっており、一部を除き、おおむねコロナ禍前の水準まで回復しつつあります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

電話により、空き状況や料金の支払い方法などを確認された上、仮予約をし、後日、申請書を提出していただく流れが一般的となっていますとの答弁でありました。予約件数につきましては、合わせて5093件となっており、一部を除き、おおむねコロナ禍前の水準まで回復しつつありますとの答弁でございました。

今後は、もっと予約も増えてくると思われます。予約受付、予約管理の負担減ができる、またダブルブッキングなどはないと思いますが、人的ミスを防げる、事前決済により当日の会計が不用となる、24時間365日いつでも予約ができるなど、利便性も高い、この予約システムの導入についての見解をお伺いいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、予約システム導入に対する考えについて、お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、市民交流センター、八千代座、カルチャースポーツセンター、地区公民館の4種の施設だけでも、年間9000件を超える予約申請があることから、施設利用者の申請手続の簡素化及び受付業務の効率化を図っていく必要があると考えております。

他の自治体を見ますと、熊本県と熊本市は共同運用による公共施設予約システム「ひばりネット・よやくまくん」を令和2年度から開始しており、また近隣他市においても独自で予約システムが導入されているようです。

本市におきましては、社会体育施設における予約システムの導入について検討を行ってきたところですが、先ほど紹介しました熊本県と熊本市が共同運用する現行の予約システムの契約終了を機に、県内の全自治体が加入する熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会において、インターネット上で公共施設の予約が行えるシステムの共同運用が検討されており、県内市町村の参入意向を踏まえながら、令和7年4月の事業開始を目指しております。

本市でも、施設利用者の利便性・サービスの向上及び施設の利用促進、加えて施設管理業務の効率化を図るため、この共同運用による予約システムへの参入を考えているところですが、インターネットでの申請が不得手な方への対応も踏まえ、調査・研究を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

施設利用者の利便性・サービスの向上及び施設の利用促進、加えて施設管理業務の効率化を図るため、この共同運用による予約システムの参入を考えているところですが、インターネットでの申請が不得手な方への対応も踏まえ、調査・研究を重ねてまいりますとの答弁内容でした。

その答弁内容につきまして、再質問をいたします。答弁にて、社会体育施設における予約システムの導入について、それぞれ検討を行ってきたとのことですが、いつ頃からシステムの導入について検討をされていたのでしょうか。

熊本県と熊本市が共同運営する現行の予約システムの契約終了はいつでしょうか。県内市町村も参入意向を踏まえながら、令和7年4月の事業開始を目指しております。令和7年4月より、システム導入と考えてよろしいでしょうか。

共同運営による予約システムへの参入を検討しているところですが、さっき申しましたけれども、ネットでの申請が不得手な高齢者の対応を踏まえ、調査・研究を重ねてまいりますとあります。この答弁では、予約システムを導入する考えがあるのかなと思われます。予約システムの導入日程を明確にし、ネット申請が不得手な方への対応も十分考慮すべきと思いますが、いかがでしょうか。答弁、よろしくお願いをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

ただいまの御質問にお答えいたします。

本市における社会体育施設への予約システム導入については、令和３年度から検討を行ってまいりました。

次に、熊本県と熊本市が共同運用する現行の予約システムは、令和７年３月末で契約終了と聞き及んでおります。本市では、この共同運用の更新、令和７年４月になりますが、それに併せて参入したいと考えております。

その上で、現行の窓口申請も併用するなど、インターネットでの申請が不得手な方への配慮も検討していく所存です。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

本市では、この共同運用の更新、令和７年４月になりますが、それに併せ参入したいと考えておりますとの答弁でございました。参入遅れのないよう、またインターネットが不得手な方への配慮もよろしくお願いをいたします。

続きまして、W i - F i の整備状況と今後の対応についてお聞きいたします。家庭内W i - F i の普及とともに、町なかでコンビニや商店街など、いつでも気軽に利用できる情報インフラとして、公衆W i - F i の導入が進んでいます。一般にW i - F i は、単にインターネットと自由につながる情報手段だけでなく、単独の店舗や商店街参加店舗が伝えたい様々な情報を、双方に情報発信もできる情報手段です。全国の公共施設でもW i - F i サービスを提供している自治体が増えております。令和３年６月定例会で、このW i - F i の整備状況について質問があつておりますが、改めましてW i - F i の整備状況及び未整備場所への対応について、お伺いをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の、W i - F i の整備状況及び未整備場所への対応について、お答えをいたします。

本市の公共施設のW i - F i の環境につきましては、災害の発生のおそれがある場合に、市が最初に開設する指定自主避難所５か所には、避難者が災害情報等を取

得できるように、必要な環境を整備しております。ただし、多くの方に利用していただくため、1回の利用時間に制限を設けております。

また、八千代座、さくら湯、民芸館などの施設につきましても、これまで施設を所管する部署で、その目的や必要性に応じてW i - F i 環境を整備してきたところでございます。今後も各施設の目的や必要性に応じ、施設を所管する部署においてW i - F i の環境の整備を行ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

公共施設等へのこのW i - F i 環境は、目的に合った対応や必要性に応じて環境を整備していただいていることが分かりました。今後も各施設の目的や必要性に応じ、施設を管理する部署にて、このW i - F i の環境整備をよろしく願いをいたします。

山鹿市のホームページで指定緊急避難場所、指定避難所の一覧を見ますと、指定緊急避難場所63か所、地区公民館、福祉センターなど、また指定避難所32か所、小学校体育館、バスセンターなどが掲載をされております。

再度、確認でございますが、今申しました指定緊急避難場所及び指定避難所を利用するような大災害はないと思われませんが、先ほど答弁いただきました各施設の目的や、必要に応じ施設を所管する部署において、W i - F i の環境整備を推進と考えてよろしいでしょうか、答弁をお願いいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の、指定緊急避難場所と指定避難所のW i - F i の整備について、お答えをいたします。

現在、山鹿市において指定緊急避難場所63か所、その内、指定避難所32か所を指定しておりますが、これは未曾有の大災害等が起こった場合に対応できるよう、公的な施設や場所を指定しているものでございますので、現在のところ、それらの施設や場所の全てにW i - F i の環境を整備するという計画は考えておりません。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

未曾有の大災害が起こった場合に対応できるよう、公的な施設や場所を指定しているもので、W i - F i 環境を整備するという計画は考えていないとの答弁でございました。

私は、先ほど申し上げましたが、大災害はあってはならないと思っておりますが、何が起こるか分からない世の中でございます。そのような場合を考え、お聞きをいたしました。

それでは、2件目、移住・定住促進について、お聞きをいたします。我が国の人口減少は2008年から始まりましたが、2020年代初めまでは、毎年60万人程度の減少、2040年代頃には年100万人ずつの減少となり、今後、加速度的に進んでいくと思われます。

最近の世論調査の結果を見ますと、9割以上の国民が、人口減少は望ましくないと回答しており、人口減少に対する国民の危機感が高まっております。先進国の中でも、フランス、スウェーデンのように、一旦出生率が低下しながら、回復している国々が存在しており、的確な政策を展開し、官民挙げて取り組めば、人口減少に歯止めをかけることは可能であると考えられます。

人口減少の一旦として、魅力あるまちづくりにより移住定住を促進することが必要と感じます。その一旦といたしまして、山鹿市内で住む家、仕事を探そう、お試し住宅の入居者募集があります。山鹿地域と鹿北地域にお試し住宅があります。お試し住宅の利用状況、利用件数、利用者の移住地域、利用期間及び空き家バンクの利用状況について、お伺いをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。池田市民部長。

[池田淳志 市民部長 登壇]

○池田淳志 市民部長

御質問の、お試し住宅と空き家バンクの利用状況について、令和4年度の実績をお答えいたします。

まず、お試し住宅についてですが、山鹿地域及び鹿北地域にある物件2か所を合わせて、令和4年度におきましては13件の利用があり、その利用者は東京都や神奈川県など、全て県外居住者となっております。

また、利用期間は、2泊3日から最長で2か月間と幅広く、利用可能な日数に対し、実際に利用された割合は41%でした。

そのうち、利用者の本市への移住実績は、令和４年度は１世帯２名となっており、これまでの累計では、４世帯５名の方が移住されております。

次に、令和４年度の空き家バンクの利用申請は126名であり、申請者の居住地の内訳は、市内51名、県内37名、県外38名となっております。これに対して、物件として新たに登録された件数は16件、契約が成立した物件数は19件となっております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

令和４年度において13件の利用があり、利用者は全て県外移住者との答弁がございました。利用期間で、最長２か月と居心地がよかったのでしょうか。利用者の本市への移住実績は、令和４年度は１世帯２名となっており、累計では４世帯５名の移住との答弁でございました。今後、各地域にお試し住宅を設け、その地域のよさをPRし、全国に発信し、利用者を増やすことが絶対必要と、私は思います。

昨日、勢田議員より、空き家の利活用について質問がございました。市内空き家を利用したお試し住宅を追加する考えはありますでしょうか、お伺いをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。池田市民部長。

[池田淳志 市民部長 登壇]

○池田淳志 市民部長

御質問の、今後の利用促進方法について、お答えいたします。

市内空き家を活用したお試し住宅の追加については、空き家バンクへ物件登録されるほとんどの方が売却を条件とされていること、登録物件数に対して、空き家の利用希望が大幅に上回っていること、さらには市内で２か所のお試し住宅を運用しており、その利用率にも余裕があることから、現在のところ、追加は考えておりません。

これまでの、お試し住宅利用者へのアンケート結果では、利用満足度は高めであるため、お試し住宅の利用後、スムーズな移住定住につながるよう、引き続き要因を分析し、さらなる移住定住の促進に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

アンケート結果では、利用満足度は高めであることが分かりました。スムーズな移住定住につながる施策の推進をよろしく願いをいたします。

先日の熊日新聞に「空き家ゼロ円譲渡移住者続々」との記事が掲載をされています。皆様、新聞記事内容についてはお読みと思いますが、御紹介をさせていただきます。運営は、富山県上市町です。内容は、無償譲渡可能な町内の空き家を登録し、取得希望者に紹介。譲る側、取得する側のそれぞれで発生する諸経費も町が補助する、全国でも珍しい取組です。開始以来、県外からの転入者は増えており、移住促進につながる空き家対策として注目を集めているとありました。老朽化した家が多い同町には、相続した人から早期に家を手放したいとの相談が数多く寄せられてきた。ただ、物件が無償だと、不動産業者が取り扱わないため、取得希望者がいても、うまくマッチングしづらい現状があった。そこで、考案したのが無償の物件に特化した空き家バンクだった。2020年度にスタートした。町によると、バンクを利用して、これまで10世帯31人、移住がありましたと記載がございました。御参考になればと思い、紹介をいたしました。

移住者を取り込む仕組み、内容、今後の移住定住に対する取組についてお伺いをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。池田市民部長。

[池田淳志 市民部長 登壇]

○池田淳志 市民部長

御質問の、移住定住に対する取組について、お答えいたします。

本市へのさらなる移住定住を促進させるため、令和2年4月から山鹿暮らしサポート局を設置し、本市の魅力や空き家バンクをはじめとする住まいの情報提供など、専門のスタッフがきめ細やかに対応する体制をこれまで築いてきたところでございます。

また、支援策としましては、移住者の住まい確保のため、空き家バンクを利用した場合の改修、引越し費用等を補助する空き家バンク活用促進事業に加え、本年度からは子育て世代のUターン者を対象に、住宅取得や改修費用等を補助するUターン子育て世帯住宅支援事業を開始しております。さらには、東京圏からの移住者に対する支援としての移住支援金は、Uターン者等にも対象を拡大するなど、支援を充実させております。

なお、御紹介の、富山県上市町ゼロ円空家バンクは、利用希望者にとってインパクトはあると思いますけれども、物件を無償で譲渡するため、宅地建物取引業者の

仲介が難しくなるなど、デメリットもございます。今後、これらも踏まえながら、先進的な事例を調査しつつ、本市にとってよりよい制度となるよう目指してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

いろいろ支援の充実をいただき、ありがとうございます。

上市町の取組に対し、物件を無償で譲渡するため、宅地建物取引業者の仲介が難しくなるなど、デメリットの紹介がございましたが、新しいことを始めるにはデメリットもあるかもしれませんが、発想次第でデメリットをメリットに生かす方法もあるかもしれません。

いずれにしましても、住みやすい山鹿市を全国にPRし、移住定住促進につながる施策を早急によりしく願いをいたします。

続きまして、久しぶりに福祉関係についての質問をさせていただきます。带状疱疹ワクチン接種の助成について、初めに带状疱疹の罹患とワクチンの接種状況並びにワクチン接種の周知と推進についてお聞きいたします。

若干、带状疱疹の症状について御紹介をさせていただきます。加齢やストレスなどで免疫力が低下した際に、皮膚や神経に炎症を起こす带状疱疹は、幼少期にかかった水ぼうそうのウイルスが再活性化し、50歳以降に激しい痛みを伴って発症します。50歳代からの発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症し、その中で約2割の方は痛みが3か月以上続く、带状疱疹後神経痛・PHNになるとも言われております。带状疱疹の発症及び重篤化を予防するためには、带状疱疹ワクチンの接種が必要でございます。

初めに、带状疱疹の罹患状況とワクチンの接種状況並びにワクチン接種の周知と推進についてお伺いいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

御質問の、带状疱疹の罹患とワクチンの接種状況並びにワクチン接種の周知と推進について、お答えをいたします。

一部、議員御紹介の部分と重なる部分もございますが、御了承いただきたいと思います。

います。

まず、带状疱疹とは、ウイルスの感染により、体の一部に水泡を伴う紅斑が带状疱疹に広がり、激しい痛みを伴うことが多い疾患と言われております。50歳代から発症率が高くなり、70歳代でピークに達する。発症原因は、主に加齢による免疫力の低下が考えられておりまして、根本的な治療方法は明らかになっておりません。厚生労働省によりますと、予防には規則正しい生活習慣や適度な運動などによりまして免疫機能を上げることが大切というふうにされておるところでございます。

本市での罹患状況につきましては、全数の把握はできておりませんが、本市全人口の約4分の1に当たります国保加入者のレセプト情報によりますと、毎年250人程度の患者が発生しているというような状況でございます。

お尋ねの带状疱疹ワクチンにつきましては、現在、2種類のワクチンが国の認可を受け、50歳以上の方を対象に予防接種を受けることができますが、任意での接種ということになりますので、市として接種者数の把握はできておりません。

現在、带状疱疹ワクチンの接種につきましては、製薬会社によるテレビCM等で見かける機会もございますので、市民の方からの問合せもあっておりますが、今のところ、周知は特にはしていないという状況でございます。

国の厚生科学審議会では、带状疱疹ワクチンについて期待される効果を検証し、導入年齢など、定期接種化に向けた検討が進められているところでございます。本市といたしましても、国や他の自治体の動向を見極めながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

市民の方々からの問合せもあっておりますが、周知は行っていないととの答弁でございました。

予防方法など、発症しやすいと言われる50歳以上の方々へのワクチン効果などについて、広報やまが等により情報を周知する体制を整えるべきと考えますが、いかがでしょうか。答弁、よろしく願いをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

御質問にお答えをいたします。

まず、予防接種には定期接種と任意接種がございまして、定期接種につきましては、社会的な蔓延を防ぎ、安全で予防効果が高いエビデンス、つまり科学的根拠が得られたもので、国が法で定め、努力義務が課せられていることから、本市といたしましても周知と助成を行っているところでございます。

一方、任意接種とは、薬事承認は得られてはいるものの、感染力、費用対効果、副反応等を検証中でありまして、まだ法整備までに至っていないものになります。

日本では、带状疱疹ワクチンやおたふく風邪ワクチンなど、10種類の任意接種があり、うち本市が周知と助成をしているものといたしまして、妊娠を希望している女性などに対する風疹ワクチンと子供のインフルエンザワクチンの2種類でございます。いずれも感染の流行を防ぐ目的で行っているところでございます。

現在、带状疱疹ワクチンやおたふく風邪ワクチンなど、国が定期接種化を検討しているものもございしますので、繰り返しになりますけれども、本市といたしましても、国や他の自治体の動向を見極めながら、周知を含めまして、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

国や他の自治体の動向を見極めながら、周知を含め対応してまいりたいとの答弁でございました。山鹿市が単独に、この市民の方への周知や見極めが必要との答弁と判断をいたしました。

先ほど申しました、带状疱疹の発症及び重篤化を予防するためには、带状疱疹ワクチンの接種が必要となります。带状疱疹は、治療が難渋すると带状疱疹後神経痛を発症する可能性があり、治療に半年、1年以上かかることもあります。また、带状疱疹は日本で毎年60万人がかかる、決して珍しい疾患ではありません。带状疱疹発症抑制効果の高いワクチン、これはシングリックスという不活化ワクチンであり、これは2回接種を行います、その費用は2回分で約5万円前後となります。予防方法を知りながら、費用が高額なことから、ちゅうちょしている方も大変多いと聞いております。

そこで、接種の後押しのためにも、接種費用の一部を助成する自治体が徐々に増え始めております。接種費用を助成する事業を実施しています群馬県前橋市は、50歳以上の市民に対し、带状疱疹ワクチンの接種費用を助成する事業を実施しており、

今年４月から７月末までの申込期間に想定を上回る約３７００件の申請があったそう
でございます。１回の接種で済む生ワクチンに４０００円、２回接種が必要な不活化ワ
クチンに１回当たり１万円をそれぞれ助成するとのことでございます。このほかにも
愛知県豊田市、群馬県安中市でも同内容の助成が始まっております。

痛みから救う、この带状疱疹ワクチン接種費用の助成について、早田市長のお考
えをお伺いいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

带状疱疹ワクチンの接種の現状につきましては、先ほど、福祉部長が申し上げま
したとおりでございますが、現在、国において定期接種に向けた検討がされてお
りますので、国の考え方や動向を注視しつつ、助成を含め、市民の健康と安全を第一
に考え、対応してまいります。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

国の考え方や動向を注視しつつ、助成を含め、市民の健康と安全を第一に考え、
対応してまいりたいとの答弁でございました。

市長は、市政の代表者として、今後も市民の信託に応えられますようお願いい
たしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○服部香代 議長

以上で、北原議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後１時から再開いたします。

午前11時40分 休憩

○

午後 1 時00分 開議

○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、原芳郎議員の発言を許します。原議員。

[4 番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

皆さん、こんにちは。

議席番号4番、れいわ創造の原芳郎です。

発言通告に従いまして、一般質問を2件質問いたします。

まず1件目に、山鹿市の活性化について、質問いたします。7月20日に宮古島市と友好都市を結ばれ、人的交流、農林水産物といった物産品での交流など、山鹿市、宮古島市、両市にとって大いに期待できる友好都市締結だと思います。

また、8月15日・16日に山鹿灯籠まつりが開催され、久しぶりに山鹿市が活気づいたように感じたところです。どちらも今まで活動してこられた各協議会並びに実行委員会の方々の努力、そしてそれぞれに携わられました市職員の活躍あってのものだと思います。

山鹿灯籠まつりにおいては、約13万人の来場者との報道があります。町なかを歩き、日頃見ないこの光景に、これだけの方が山鹿市を選び、移住していただくなればと1人夢見たところです。

そこで、1点目の質問としまして、現在、山鹿市の人口約4万9000人、令和4年度の自主財源85億7586万8000円、構成比25.3%は熊本県内全市町村で何位なのか、あわせて、ふるさと応援寄附金の寄附額が熊本県内全市町村で何位なのか、総務省で公表されている数値の基でよろしいので、お尋ねいたします。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

御質問の、本市の自主財源及びふるさと納税の状況について、お答えをいたします。

自主財源につきましては、地方公共団体自らが、その権能を行使して調達することのできる財源と定義されており、具体的には、地方税、負担金、分担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入であります。それらの合計が、歳入総額に占める割合を自主財源比率といい、一般的には比率が高いほど財政の自由度が高いものとされております。ただし、繰越金や財政調整基金などの基金繰入金は、財政運営の状況次第で大きく金額が変動することもあり、あくまで参考的な財政指標として各種財政資料において公表しているところであります。

県内の他市町村との比較につきまして申し上げます。総務省が公表しております令和3年度決算に基づく数値を基に算定しましたところ、本市の自主財源の額は80億789万9000円であり、県内45市町村中12番目であります。また、本市の自主財源比率は24.2%と、県内45市町村中29番目であります。

次に、自主財源確保の手段の1つであります、ふるさと納税の県内ランキングに

つきまして申し上げます。総務省が公表しております令和４年度の受入額の数値によりますと、本市のふるさと納税受入額は２億４８６６万２０００円で、県内４５市町村中２８番目となっており、令和３年度の３８番目から１０番ほどランクアップしているところであります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

原議員。

[４番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

山鹿市の活性化についても、重要な課題は財源の確保だと考えておられるのは、本市も一緒だと思います。答弁で、自主財源においては人口が関わってきますので一概には言えませんが、自主財源の確保手段であるふるさと納税においては、頑張るところ満載と言いつけているところです。確かに、令和３年度の３８番目から２８番目へランクアップしていますが、ランキング１位の高森町２５億７６００万円から、４位天草市までが２０億円を突破、１０位の大津町１０億３２００万円までが１０億円突破と、非常に頑張っておられる自治体もあります。２年連続１位の高森町に至っては、令和２年８億５７００万円と、１０億円に届いていなかったのが、２年間で２０億円を超えてこられております。ランキング上位の町や市は特産品の開発も含め、観光資源等を絡めた戦略等により努力されているものと感じております。

本市におきましても、新たなポータルサイト、中間事業者が導入されたわけですので、今後、１２月までを非常に期待するところであります。今回、あえて熊本県内全市町村での自主財源及びふるさと納税ランキングをお聞きしましたのは、今後、山鹿市の活力源の一助となるとともに、新たな山鹿市独自の取組や市民目線でのサービスの提供が可能になると考えたからです。民間企業と市民、そして市執行部で情報を共有しながら共に頑張り、山鹿市をもっとよりよくするために、知恵や英知をもって邁進してまいりましょう。

次に、２点目にスポーツ・文化環境の整備、山鹿市における各種大会誘致について質問いたします。スポーツ・文化において、山鹿温泉観光協会の方々が児童・生徒、各種スポーツクラブの大会及び合宿等の誘致に尽力しておられます。令和４年度においては、山鹿温泉観光協会が窓口となった大会、１５大会で年間約１億２０００万円の経済効果があるとお聞きしております。山鹿市の飲食店、旅館の方々が協力され、これだけの経済効果があります。こういった山鹿温泉観光協会の事業は費用対効果が優れておられ、山鹿市の関係人口、交流人口の増加などが期待できます。

各種大会及び合宿等を誘致するためには、サッカーでは天然芝また人工芝のグラ

ウンド、体育館等施設ではエアコンの設置、野球・ソフトボール等ではフェンスなど、山鹿市にはこういった施設整備が必要ではないかとよく耳にいたします。

そこで、今後の交流人口のさらなる増加を図るためにも、施設整備をどのように計画もしくは考えておられるのかお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾教育部長。

[中尾雄二 教育部長 登壇]

○中尾雄二 教育部長

御質問の、スポーツ・文化施設に係る環境整備について、お答えいたします。

スポーツによる地元経済の活性化策につきましては、これまで観光関係団体・スポーツ関係団体などと連携を図り、大会や合宿等の誘致を行ってきており、具体的には山鹿温泉観光協会が窓口となり、スポーツ大会・合宿等にかかるPR、情報発信、宿泊費等の助成を行ってきているところです。

このような中、本市のスポーツ施設の現状は、築後48年がたつ市民スポーツセンター体育館から、平成30年度に整備したカルチャースポーツセンター第3多目的グラウンドまで、その利用も主として地元住民が使用するものから、機能的・規模的に大会等の誘致が可能な施設まで、数多くの施設を保有・管理しております。これらの施設について、必要に応じ、適宜改修や修繕を行ってきており、現在は照明施設のLED化を計画的に進めているところです。

お尋ねの、誘致を見越したスポーツ施設の整備のみならず、近年、施設に求められるものとして、体育館への空調設備があります。夏季シーズンの高温化による熱中症への懸念から、施設利用者の安心・安全を図るため、検討すべき課題であると認識しております。

また、カルチャースポーツセンターについては、本市の社会体育施設の核であることから、市民の利用はもちろん、大会等の誘致につながる有効な施策について研究を重ねてまいります。

いずれにしましても、整備の必要性和費用対効果を十分精査した上で、大会等の誘致につながる計画的な施設整備に取り組んでまいります。

なお、八千代座や市民交流センターなど文化施設については、空調をはじめ、一定の整備を行ってきており、引き続き利用者目線による施設整備に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

原議員。

○原 芳 郎 議 員

ただいま答弁がありましたけれども、計画的な施設整備に取り組んでもらうことを期待いたしまして、次に地域公共交通あいのりタクシーについてお尋ねいたします。先般、会派で幸福度ランキングナンバー 1 の埼玉県鳩山町に研修に行っていました。鳩山町は、人口約 1 万 3000 人、高齢化率は約 45% の地域であり、鉄道、そして国道や高速道路も通っていません。鳩山町の公共交通体系は路線バスと町営路線バスに加え、デマンドタクシー、通称「はとタク」とのことです。デマンドタクシーの利用料金は、町内一律 200 円で運行されています。以前は 100 円で運行されていましたけれども、物価高騰等により値上げしたとのことでした。

そこで、今回は利用料金の見直しについて、市の考え方についてお伺いいたします。本市のあいのりタクシーは、菊鹿あんず号をはじめ、4 つのあいのりタクシーが運行されています。料金は、運行距離や地域指定により 200 円から 600 円に設定してありますが、路線バスが廃止になった今現在、また免許返納された高齢者の方々の移動手段としても非常に欠かせない移動手段となっていますけれども、高齢者にとって 600 円は負担となります。運行経費のうち、利用料金を差し引いた 8 割は国の特別交付税が措置されますので、市街地に行く場合で、地域別の料金格差を解消しても、財政負担的にはあまり影響がないかと考えるところですので、例えば利用者の方々が分かりやすく、利用しやすいように、一律 300 円にするなど、そういったお考えはあるのかお尋ねいたします。

○服 部 香 代 議 長

執行部の答弁を求めます。池田市民部長。

[池 田 淳 志 市 民 部 長 登 壇]

○池 田 淳 志 市 民 部 長

御質問の、地域公共交通について、お答えいたします。

御紹介ありました、埼玉県鳩山町のデマンドタクシーは、町内の移動は 1 回 200 円、町外への移動は 1 回 300 円ないし 600 円で利用できますが、鳩山町は町全体の面積が 25.73 平方キロメートルと、本市面積の 299.69 平方キロメートルと比較して、非常にコンパクトです。

本市のあいのりタクシーは、路線バスが運行していない、または運行が廃止された市内 4 地域で運行しており、各地域内の移動であれば、4 地域とも基本的に統一料金となっております。

一方で、利用料金は通常のタクシー運賃と路線バス運賃を考慮して設定しているため、各地域から山鹿・鹿本市街地区域への移動では、地域ごとに異なっております。

す。なお、本市と人口、面積などが類似している菊池市におきましても、本市同様、地域ごとに料金体系が異なっている状況です。

一方で、議員御指摘のとおり、利用者並びに運行するタクシー事業者にとっては、利用料金が細かく分かれていることで、分かりづらい面があるかと思います。しかし、あいのりタクシーの利用者のほとんどが、乗降場所が固定化している状況であり、日々の利用が習慣化することで、料金面の分かりづらは軽減されるものと認識しております。

いずれにしましても、あいのりタクシーは、市民、特に高齢者の生活を支える重要な移動手段の1つです。本年10月には、利用者の利便性向上を目的とした運行内容の拡充を実施するところであり、その運用実態を踏まえつつ、市民が利用しやすい制度となるよう、研究してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

原議員。

[4番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

ただいまの答弁では、現行の金額と10月以降の金額がおっしゃられていませんので、そこをもう一度お尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。池田市民部長。

[池田淳志 市民部長 登壇]

○池田淳志 市民部長

ただいまの御質問にお答えいたします。

現在の統一料金としましては、現行200円となっておりますが、10月以降は300円とさせていただくこととしております。以上です。

○服部香代 議長

原議員。

[4番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

ただいま答弁がありましたけれども、10月からの利用料金が200円から300円、150%値上げされるようですけれども、150%も値上げされるなら、高齢者にとっては負担増になるのは明らかですので、この地域公共交通、あいのりタクシーについては今後も引き続き質問してまいります。

次、4点目に区役についてお聞きいたします。区役は、地域づくりにとって、各

地域で欠かせない行事の一部だと考えております。本市で、地域づくりといっても、区役のほかに空き家対策、人口減少対策、地域活動、耕作放棄地問題等々、様々な課題、問題に直面しているのが現状だと考えられます。

昨年12月議会一般質問にお聞きしましたけれども、区役についての対策については、効果的、経済的、持続可能性の観点から、最適な手法を見出し、区役の負担軽減策を検討していくと答弁が 있습니다ので、現在まで検討された進捗状況をお聞きします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。松尾建設部長。

[松尾正都 建設部長 登壇]

○松尾正都 建設部長

御質問の、区役の負担軽減策について、お答えいたします。

自治組織で行われている区役の中で、環境美化作業の一環として、主に生活道路や河川の堤防などの除草を行っていただいているところでございます。これまで、一部の地区から作業範囲の縮小などの御相談をいただくこともあり、協議検討された中で、地元の若手有志による任意団体へ委託されるケースも僅かながら見られております。

道路管理者として、交通量の多い幹線道路などについては、建設業者や造園業者などに委託している路線もございますが、今後、広範囲にわたり業者委託を行うとなると、多額の費用が必要となる課題が発生してまいります。現在のところ、具体的な軽減策はまだ見いだせてはおりませんが、今後も他の自治体等との情報交換を行いながら、引き続き考えてまいります。

次に、農道や水路を含めた農村環境の維持・保全活動においては、地域住民による除草作業等のほか、多面的機能支払交付金事業により、除草機械の借り上げや防草シート張りによる労力削減に取り組まれているところもございます。さらに、中山間地域直接支払事業を活用し、機械の導入を図り、除草作業などの省力化が進められている地区もございます。

今後も、これらの事業に取り組まれていない地域にも活用推進を図りながら、負担軽減につなげてまいりたいと考えているところです。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

原議員。

[4番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

今後も山鹿地域の少子高齢化は進展していき、また活動できる市民の方々も高齢により減少していくものと思います。特に中山間地域においては、面積等も広いために、区役の「区」の字が苦労の「苦」の字にならないために、どうか負担軽減策を今後も全庁挙げて考慮していただき、新たな施策や手法等を検討していただけたらと願います。

5点目に、障害者の就労支援についてお尋ねいたします。手をつなぐ育成会にこれまでPTA等々の活動もありましたけれども、幾度となく参加させていただきました。そういったときに、本人部会、親の会、また手をつなぐ育成会役員の方々からの要望をお聞きするたびに、就労支援の強化が必要であり、また新たな支援策等がないかと考えさせられています。

そこで、障害者就労の現状と今後の就労支援策について、どのように考えられているのかお伺いします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

御質問の、障害者の就労支援について、お答えをいたします。

まず、本市が利用料の一部を助成をしております市内の障害者就労支援サービスを提供している事業所は、事業所と利用者の雇用契約を伴います就労支援A型事業所が7か所、雇用契約を伴わない就労支援B型事業所が8か所ございます。それらの利用者は、令和4年度で、A型事業所142名、B型事業所171名でございます。そのうち、一般企業への就労につながった方は12名いらっしゃいます。

また、本年度からの新たな取組といたしまして、障害がある高校生、中学生と、その親を対象とした就労見学バスツアーを開始いたしました。このバスツアーは、一般企業、A型事業所、B型事業所を1日で見学して、それぞれの就労形態を比較していただき、卒業後の働き方の参考にさせていただくために企画をいたしましたものです。今回は初年度ということもあり、定員には届きませんでしたが、4組8名の参加がありまして、7月に実施をいたしております。

また、本年11月には、かもと稲田支援学校でA型・B型の事業所を集めまして説明会を企画をいたしております。ほかに、以前からの取組ではございますが、本年3月に開催されました山鹿市企業ガイダンスにも支援学校や各学校の障害を持つ生徒さんも参加をされております。

障害者の就労につきましては、大変重要であると認識をしております。今後の取組といたしましては、今御紹介しましたバスツアーなどの企画の充実と、他市の事

例を参考にして、引き続き研究をしまいたいというふうに考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

原議員。

[4 番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

山鹿市独自の就労見学バスツアーと、障害者の就労について、新たな企画を考えられていることが分かり、今後もそれぞれに期待しながら、また共に協力し合える山鹿市にならないかなと思っております。また、他市、他県との相互共有も考慮しながら、それぞれの不安を払拭できるような施策を期待いたします。

2 件目に、山鹿市の農業について質問いたします。まず 1 点目に、未来のリーダーづくり支援事業の在り方についてお聞きいたします。今までも一般質問にて今後の農業について質問してきましたが、日本農業を取り巻く情勢、農業従事者数において、基幹的農業従事者数は2022年で123万人、平均年齢は67.9歳、今後20年で基幹的農業従事者数は約 4 分の 1、約120万人から約30万人まで激減する見通しとなっております。

本市においても、農林業センサスで専業農家の実数は分かりにくいですが、個人経営体において、平成27年が628経営体、うち65歳未満の農業従事者数は628経営体でしたが、令和 2 年には493経営体、うち65歳未満の農業従事者数は445経営体と、かなりの減少になっているのが現状です。

そういった中において、未来のリーダーづくり支援事業が本市単独で出されたのは、他市町村にはない取組であり、全国でもまれに見る取組で、大変ありがたく、専業農家にとって夢や希望、そして今後の活力となると大変期待しているところです。

そこで、1 点目の質問としまして、令和 5 年 8 月現在、この事業を活用したいと申出をされた方々の人数、そして採用された方々の人数をお尋ねいたします。また、採用されなかった方々については、その理由も併せてお聞かせください。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。石井農林部長。

[石井耕一郎 農林部長 登壇]

○石井耕一郎 農林部長

御質問の、申請の状況等について、お答えをいたします。

本事業につきましては、人口減少とともに農業後継者不足が深刻化している中、国の新規就農者への支援事業の対象とならない、地域農業を担う専業農家の後継者

を目指す親元就農者に対しまして、山鹿市の独自策として、農業経営の継承や発展に資する支援を行うことで、就農意欲を促すとともに、未来のリーダーとして位置づけ、地域農業の活性化を図るため、就農後の３年間の支援するものでございます。

その申請等の状況につきましては、現在、相談件数が８件あっております。うち申請まで至っている方は１名、これから書類審査等を行っていく予定でございます。その他の相談者については、今後申請される見込みの方が４名、施行日以前に就農されている方が３名いらっしゃるということになっております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

原議員。

[４番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

この事業は、大変すばらしい事業と、数多くの方が喜んでおられました。しかしながら、かなり狭き門となっている事業だと痛感しております。本市の専業農家数は本当に限られているんです。山鹿市単独の未来ある事業で今後の地域農業を左右しかねない重要な施策ですので、就農から３年間の支援であるならば、就農２年目の方には１年分の支援とか、就農１年目の方には２年分の支援をするといった配慮も必要じゃないのかと考えているところです。

そこで、２点目の質問としまして、この未来のリーダーづくり支援事業をよりよくするために、そういったためにも支援金交付要綱等の見直しは考えておられるのかお聞きいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。石井農林部長。

[石井耕一郎 農林部長 登壇]

○石井耕一郎 農林部長

御質問にお答えをいたします。

本事業につきましては、本年度からの新規事業でございます。事業を実施していく中で、実情を踏まえながら、地域農業の中心的存在でございます専業農家の後継者確保につながるよう、今後も考えてまいりたいというふうに思っております。

以上、御答弁申し上げます。

○服部香代 議長

原議員。

[４番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

大変期待いたしまして、最後に将来に向けての農業の方向性について、市長にお尋ねいたします。

以前にも申し上げましたが、私は常々、地に足のついた農業施策はないものかと考えております。未来のリーダーづくり支援事業は、山鹿市独自の取組として地域農業を守り、そして継承していく事業がスタートしましたが、地域ではまだまだ様々な問題を抱えているのが現状でございます。集落営農組織数も22組織から15組織に減りながらも、各地域で取組を継続されておりますが、ここでも高齢化が進み、担い手不足の問題があるのが現状でございます。新たな農業機械の導入や農地集積、また効率化等を図りながら、基幹産業である農業を守り、そして地域を守り続ける必要があります。山鹿市の6割、いや7割が田、畑、山林です。今後、山鹿市の基幹産業である農業を守るために、市長はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

近年の農業情勢につきましては、御承知のとおり、農業従事者の高齢化や後継者の減少による農業の担い手不足や、農業生産に必要な生産資材高騰のあおりを受け、本市におきましても農業経営の継続が大変厳しい状況となっているところでございます。

そのような中で、私が公約として掲げました専業農家の後継者に対する山鹿市独自の支援、農林業振興に対する予算措置の拡充、地元農産物のブランド化による農業所得向上を目指した山鹿和栗ブランド系の設置など、着実に事業を進めております。

さらに、インバウンド需要の高まりを受け、山鹿市農産物の周知はもとより、国外への提供にもつながるよう、県やJ A等と連携し、攻めの農業にも力を入れてまいります。

また、地域農業を担う農業者の確保に努め、米、麦、大豆を主体とする土地利用型作物やスイカ、メロン、花卉等の施設園芸作物、果樹、畜産などの産地を守り、所得向上につなげていくことで、魅力ある農業を目指してまいります。

また、違う角度から私の考えを申し上げます。私の昨日の夕食は、山鹿和栗の栗だんご、おとといは岩野川で捕れたアユの塩焼きを食べました。外食が多い中、身近にある食材を使ったものがこんなにおいしかったかと、改めて実感をしたところでございます。特に西日本一の生産を誇る山鹿和栗は、山鹿和栗ブランド係を設置

し、日本一を目指しておりますが、生栗の単価も高く、栗スイーツフェアも34店舗が参加をいただいております。山鹿和栗日本一を合い言葉に、生産者もお店も大変盛り上がってきているところでございます。

昨日は、NHKの「あさいち」で、全国へ放映もされました。私は、このような取組が合併した山鹿市の大きな成果の一例ではないかというふうに思っております。この栗の例のように、今後、農業と商業が知恵を出して、同じ方向性を向いて取り組んでいくことが、市民の所得向上に必ずつながると思いますし、食と農、この2つでも山鹿市に住みたいと思われるように、選ばれる山鹿を力強く推進してまいります。

○服部香代 議長

原議員。

[4 番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

確かに、今、市長が答弁されましたように、栗の西日本一の生産地であります。大変アピールができて、山鹿市の栗農家等々には大変頑張る力があっているところだと思います。ただ、お聞きするところによると、例えば栗を2ヘクタール作ったとします。そこで、従業員、作業員等々を雇用していただき、手取りが反の10万円から30万円、極端な話が2ヘクタール作って、手取りが最高で300万円残ればいいというのが、今の多分現状だと思っております。

そういった中で、JAがいろいろ工夫をされ、また市とともに販売されていることは皆さんも御承知のとおりだとは思いますが、栗だけでは地域農業の発展はなかなか難しい。それはもう御存じのとおりだと思います。土地利用型作物や施設園芸作物、果樹、畜産などの産地を守り、所得向上につなげていくことで、魅力ある農業を目指すとなりましたけれども、確かに今回、専業農家の後継者に対しての施策、未来のリーダーづくり支援事業を打ち出されたことは、選ばれる山鹿とおっしゃいますとおり、山鹿市の専業農家の後継者育成にとって、大変素晴らしいことだと思っております。何度も言いますが、本当にありがとうございます。

しかし、コロナ禍から現在も、飼料、肥料、燃油、農薬、生産資材等は高騰したままです。早急な対応が必要な時期においても、本市独自の農業への支援は全然ありませんでした。もちろん補助金等々にはありますが、単独での予算はありませんでした。まだまだこういう疲弊した状況は続きますので、早急な対応が必要です。皆さんも御存じとは思いますが、山鹿市の農林畜産物は全国的に見ても優秀な産物ばかりです。日本人の主食である米ですが、山鹿市のおいしい米においても1俵当たり1万1000円から1万2000円と、米を作ったら赤字になる価格に

もかかわらず、生産者への補助もない。また、国や県の補助事業では、農業法人・新規就農者等は通りやすいんですけども、個の専業農家、所得制限等々で機械を購入するのもいろんなポイント制で、補助が受けられないのが現状です。今後の農業に対しての支援等々は、本当に早急な対応が行政にとって必要なんです。

国においては、今まで有効な土地を利用できないという問題について、相続登記義務化が令和6年4月1日から施行されます。さらに、令和7年3月までに策定される地域計画を含め、地域の実情に応じた中長期的な産地の将来像に係る協議に参加することが重要となってきました。

市町村は、人・農地プランの実質化において設定した地域での話合いの場を基本に、集落などの区域ごとに、農業者、農業委員会、農地バンク、土地改良区、JAなどと協議の実施、取りまとめ、目標地図、地域計画の策定。再生協議会は水田収益力強化ビジョンの作成。JAは地域農業振興計画の作成。そして市町村は地域計画案の取りまとめ、地域計画の公告、周知が必要となってきます。山鹿市の農業の活性化のためには、リスクあつてのチャレンジであり、できることはまだまだあるのではないかと、私は本当に強く思います。

そこでもう一度、早田市長の山鹿市の農業に対しての熱い思いを、先ほど以上に自分の言葉でよろしく願いいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

将来に向けての方向性ということで、再度、答弁を申し上げますけれども、本当に山鹿市の農業というのは多種多様で、非常にいろんなものがたくさん獲れます。ただ、いろいろおいしいものが獲れるあまりに目立たないといえますか、特徴がないようにも感じております。ですから、一例として栗の話を申し上げて、日本一を目指そうということで、その盛り上がりを生産者の方々、それからいろんな店舗の方々、盛り上がっていこうという機運を高めようとしておることをお話を申し上げました。

そのように、ほかの農産物に関しましても、特徴のある農産物、ブランド化をやって、全国、海外に売り出していかなければいけないというふうに思います。大事なことは、生産者の方に幾らお金が残るのか、そこが一番重要だというふうに思いますので、ただスイカ、メロンを作るだけじゃなくて、あとプラス何か加工して付加価値を付けて販売をするとか、そういった意味で農業と商業が同じ方向を向いていくべきではないかなというふうに思っております。基盤整備とか、機械とか、そ

ういうものももちろん大事でありますけれども、売り先、出るほうをしっかりと道をつくってあげなければ、これは幾らいいものを作っても、売れなければ話になりませんので、そういった意味でも需要と供給のバランス、あるいはそういった農家の方々の資材とかの高騰、そういったものにもしっかりと市として対応できることはやっていきたいというふうに思います。本当に大事な基幹産業でありますので、オール山鹿で知恵を振り絞って、いかにもうかるか、このことをしっかりとみんなで考えていければというふうに思っております。

○服部香代 議長

原議員。

[4 番 原芳郎 議員 登壇]

○原芳郎 議員

ただいま市長がおっしゃいましたけれども、山鹿市は何事も挑戦する山鹿市であってほしいと、私は考えております。トップセールスを市長に徹底的にさせていただき、また地域の農家の方々をしっかりと見ながら、助け合いながら、そしてこの山鹿市が発展するために、みんながみんなのために、みんなで山鹿市のために頑張れるよう、新たなチャレンジを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○服部香代 議長

以上で、原議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全て終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

————— ○ —————

日程第 2 委員会付託

○服部香代 議長

日程第 2、委員会付託を行います。

議案第78号から認定第11号まで、及び請願第 1 号については、付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

————— ○ —————

散 会

○服部香代 議長

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1 時47分 散会

~~~~~

9月21日(木曜日)

## 令和 5 年（第 3 回）山鹿市議会 9 月定例会会議録

### 議 事 日 程（第 4 号）

令和 5 年 9 月 21 日（木曜日）午前 10 時開議

- 第 1 議案第 78 号 山鹿市長等の給与の特例に関する条例  
議案第 79 号 山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
議案第 80 号 山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例  
議案第 81 号 令和 5 年度山鹿市一般会計補正予算（第 3 号）  
議案第 82 号 令和 5 年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）  
議案第 83 号 令和 5 年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）  
認定第 1 号 令和 4 年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 2 号 令和 4 年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 3 号 令和 4 年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 4 号 令和 4 年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 5 号 令和 4 年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 6 号 令和 4 年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 7 号 令和 4 年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 8 号 令和 4 年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 9 号 令和 4 年度山鹿市水道事業会計決算の認定について  
認定第 10 号 令和 4 年度山鹿市病院事業会計決算の認定について  
認定第 11 号 令和 4 年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について  
請願第 1 号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願書

（委員長報告）

討 論  
採 決

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

|      |   |   |   |    |
|------|---|---|---|----|
| 1 番  | 関 | 口 | 和 | 良  |
| 2 番  | 永 | 田 | 壮 | 弘  |
| 3 番  | 深 | 牧 | 大 | 助  |
| 4 番  | 原 |   | 芳 | 郎  |
| 5 番  | 隈 | 部 | 賢 | 治  |
| 6 番  | 高 | 橋 | 龍 | 一  |
| 7 番  | 豊 | 田 | 新 | 二郎 |
| 8 番  | 山 | 下 | 誠 | 治  |
| 9 番  | 古 | 川 | 和 | 博  |
| 10 番 | 金 | 光 | 一 | 誠  |
| 11 番 | 松 | 見 | 真 | 一  |
| 13 番 | 小 | 川 | 榮 | 二  |
| 15 番 | 勢 | 田 | 昭 | 一  |
| 16 番 | 有 | 働 | 辰 | 喜  |
| 17 番 | 服 | 部 | 香 | 代  |
| 18 番 | 富 | 丸 | 洋 | 一郎 |
| 19 番 | 北 | 原 | 昭 | 三  |
| 20 番 | 永 | 田 | 紘 | 二  |

欠席議員（1名）

|      |   |   |     |
|------|---|---|-----|
| 14 番 | 芋 | 生 | よしや |
|------|---|---|-----|

説明のため出席した者

|   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 早 | 田 | 順 | 一 |
| 副 | 市 | 長 | 阿 | 蘇 | 品 |
| 教 | 育 | 長 | 堀 | 田 | 浩 |
| 総 | 務 | 部 | 大 | 林 | 秀 |
| 市 | 民 | 部 | 池 | 田 | 淳 |
| 福 | 祉 | 部 | 山 | 崎 | 寿 |
| 農 | 林 | 部 | 石 | 井 | 耕 |
| 商 | 工 | 観 | 白 | 石 | 浩 |
| 建 | 設 | 部 | 松 | 尾 | 正 |
|   | 長 |   |   |   | 都 |

教 育 部 長

中 尾 雄 二

教育部首席審議員

園 田 正 尚

市民医療センター事務部長  
兼経営管理課長兼経営企画室長

木 村 隆 男

消防本部消防長

有 尾 壽 朗

総務部次長兼総合戦略課長

吉 岡 隆

市 民 部 次 長

山 城 一 夫

福 祉 部 次 長

野 満 ふみ子

福祉部次長兼福祉課長

徳 丸 和 孝

農 林 部 次 長

栗 原 昭 浩

建 設 部 次 長

樺 浩 介

水 道 局 長

阿蘇品 健

人権啓発課男女共同参画推進室長

栗 原 喜陽美

---

事務局職員出席者

議世事務局長兼議会総務係長

小 山 天

局長補佐兼議事係長

森 英 州

書 記

木 村 隆 寛



午前10時00分 開議

○

○服部香代 議長

これより本日の会議を開きます。

本日、御身内の御不幸のため、芋生よしや議員から欠席の届出がっておりますので、お知らせをいたします。

○

日程第1 議案第78号～議案第83号・認定第1号～認定第11号  
請願第1号

○服部香代 議長

日程第1、各常任委員会に付託してありました議案第78号から認定第11号まで、及び請願第1号の全案件を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。小川建設経済常任委員長。

[小川榮二 建設経済常任委員長 登壇]

○小川榮二 建設経済常任委員長

皆さん、おはようございます。

建設経済常任委員会から報告をいたします。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は、認定6件であります。

去る9月11日、午前10時から、本庁5階501会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、2か所の現地調査をいたしました。最初に、市道麻生市木線災害現場、次に下組地区農道災害現場の現地を調査し、担当職員から詳しい説明を受けました。

現地調査終了後、午後1時15分から委員会を再開。その結果について御報告いたします。

認定第4号、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第7号、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第9号、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第11号、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○服部香代 議長

勢田市民福祉常任委員長。

○勢田昭一 市民福祉常任委員長

おはようございます。

市民福祉常任委員会から報告をいたします。

初めに、7月25日から27日にかけて実施しました、本委員会の行政視察について、御報告をいたします。

視察先は、岡山県玉野市、同じく総社市、兵庫県神戸市のしあわせの村の3か所といたしました。

まず、最初の視察先である岡山県玉野市では、地域公共交通事業を調査項目といたしました。

玉野市は、平成11年から導入し、平成15年をピークに利用者が減少していたコミュニティ交通「シーバス」を見直し、乗り合いタクシー「シータク」の導入により、地域公共交通ネットワークを再構築し、平成28年に地域公共交通優良団体として国土交通大臣表彰を受けている地域です。

シーバスは、画一的な循環型・中型バス運行から、エリア・車両サイズ変更をして運行をしており、採算性を取る工夫もされておりました。乗降データを取るために大学の連携もしており、またタクシー・バス事業者とも頻繁に意見交換・情報収集を行い、常に市民のニーズと傾向をつかみ、事業に反映されているとのことでした。

次に、2か所目の岡山県総社市では、「障がい者千五百人雇用」について研修をいたしました。

総社市は、かつて誘致を行っていた県立支援学校の建設が、隣の倉敷市に決定したことから、支援学校を卒業した後の、働く場所を総社市が担うという考え方にシフトチェンジし、平成23年度から平成27年度までの5年間で、当時一般的な就労年齢といわれる18歳以上65歳未満の障害者1000人の雇用を目指すことになりました。

具体的な取組例としては、1つ目に、障害者関係団体やハローワーク、市内企業で構成する委員会の設置、「障がい者千人雇用推進条例」の制定・施行。2つ目に、商工会議所との協定締結やハローワークとの協働で就労支援ルームの設立を経て、平成29年5月に目標の障害者就労1000人を達成。3つ目に、平成29年9月に、新たに「総社市障がい者千五百人雇用推進条例」を施行され、さらなる障害者雇用促進と就労の安定化を推進されています。

そして、最も印象的だったのが、総社市長の障害者雇用に関する熱い思いと、担当部署の職員の、総社市では障害者本人と家族の社会的存在意義を創出できるという言葉でした。総社市長からは、今後、山鹿市とも何らかの形で連携をしたいとい

うお言葉をいただき、研修を終わりました。

最後に、3か所目は、しあわせの村です。しあわせの村では、高齢者福祉及び障害者福祉について研修をいたしました。しあわせの村は、神戸市の市有地、205ヘクタールの中に温泉健康センター、病院、高齢者向け施設、障害者支援施設と合わせて、キャンプ場やテニスあるいはゴルフ場などが入っており、子供から高齢者まで楽しむことができる総合福祉ゾーンとなっています。施設の整備・管理・運営は、神戸市の外郭団体、各事業主と共同事業体方式で行われており、村内に多くの設置者、管理運営者が入り組んでいました。

当時の市長が昭和30年に北欧を視察された際に、高齢者・障害者が幸せに暮らしていることに衝撃を受け、高齢者・障害者福祉×一般人の活動に着目されたことが開村のきっかけであります。

平成元年に開村された村全体を、実際にバスで案内してもらいましたが、平日にもかかわらず多くの市民の方が集い、遊び、学ぶことのできる施設であり、福祉の充実こそが幸せの原点という考え方を学んでまいりました。

以上、3か所について、市民福祉常任委員会の行政視察の成果についての報告を終わります。

次に、本定例会において、当委員会に付託された案件は、議案2件、認定4件であります。

去る9月12日、午前10時から、501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

初めに、市民部所管の議案を、その後、市民医療センター及び福祉部所管の議案を慎重に審査いたしました。

その結果について、御報告いたします。

議案第82号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第83号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第2号は、国民健康保険税について、委員より、基金の取崩しや一般財源からの繰入れを行い、国民健康保険税の負担を軽減すべきとの反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第3号は、後期高齢者医療制度については、委員より、年齢で区別する医療制度による市民への負担を強いるべきではないとの反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号は、介護保険制度について、委員より、市民に負担を強いる制度自体に疑問があるとの反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

最後に、認定第10号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員会の報告を終わります。

#### ○服部香代 議長

富丸総務文教常任委員長。

[富丸洋一郎 総務文教常任委員長 登壇]

#### ○富丸洋一郎 総務文教常任委員長

おはようございます。

総務文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は、議案3件、請願1件であります。

去る9月13日、午前10時から、501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催し、議案審査に先立ち、山鹿消防署東分署の建設状況の現地調査を行い、担当者から施設の概要説明を受けました。

帰庁後、午前11時から委員会を再開し、初めに教育部所管の議案を、その後、総務部及び消防本部所管の議案を慎重に審査いたしました結果について、御報告いたします。

議案第78号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第79号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第80号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第1号は、委員より、10月1日から発効する本制度について、請願内容としては分かるが、実施延期を求めるにはあまりにも直近過ぎると、そのために採択できないという意見があり、挙手採決の結果、不採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

#### ○服部香代 議長

北原予算決算常任委員長。

[北原昭三 予算決算常任委員長 登壇]

#### ○北原昭三 予算決算常任委員長

予算決算常任委員会の御報告をいたします。

今期定例会にて、当委員会に付託されました案件は、議案1件、認定1件であります。

去る9月7日、午前10時から、議場において、通院のため欠席の富丸委員以外の委員17名出席、執行部に関係職員の出席を求め委員会を開催し、議案第81号及び認定第1号の詳細について、担当課長より説明を受けました。

9月15日、第1会議室にて、議案ごとに各分科会に分担しております審査内容を

分科会長より報告を受け、分科会長への質疑、討論、採決を行いました。

各分科会長からの報告は、議案第81号、建設経済分科会から、農産物販売促進・6次産業化支援事業について、総務文教分科会から、小学校費、教材費の6500万円の補正について、非常備消防施設等整備事業の積載車1180万円を設置した経過について質疑応答を行ったとの審議報告を受けました。

認定第1号、建設経済分科会から、受入体制充実に関連して今後のインバウンド対応、まつりイベント推進費に関連して、昨年中止になった山鹿灯籠まつり、まちなみ再生事業の執行率、都市公園施設長寿命化に関連して公園内のトイレの洋式化、公営住宅維持管理費に関して市営住宅管理業務委託、林業振興費に関して民有林内の林道の草刈りを含めた維持管理の有効な対策について、市民福祉分科会から、地域公共交通の今後の見通し、市販の可燃物ごみ袋の価格設定、放課後児童クラブの現状と課題について、総務文教分科会から、小中学校の遠距離通学体制、ふるさと納税の内訳及び使途について質疑応答を行ったとの審査報告を受けました。

採決の結果、議案第81号は、原案のとおり可決、認定第1号は、挙手採決の結果、原案のとおり認定するものと決しました。

採決後、委員間討議で、認定第1号に関して、放課後児童クラブについて、児童が安心して過ごせる施設の確保や運営をしていただくように、子育て支援法第59条に基づき対応してもらいたい。また、民有林内の林道の草刈り等を含めた維持管理が、後継者不足等の労働者不足でできていない箇所が多くなっている。有効な施策を講じていただきたいとの意見が出ました。

決算について、執行率が低い事業について、原因を調査・分析し、今後の取組に生かしてもらいたい。また、事業の進捗状況を見極め、補正予算にて減額するなど、適正な措置を取っていただきたいなどの要望がございました。

以上で、予算決算常任委員会の御報告といたします。

#### ○服部香代 議長

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○服部香代 議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○服部香代 議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第78号から議案第80号までの3案件を一括採決いたします。

議案第78号から議案第80号までの3案件に対する委員長報告は可決であります。  
委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○服部香代 議長

御異議なしと認めます。よって、3案件は原案のとおり可決することに決しました。

議案第81号から議案第83号までの3案件を一括採決いたします。

議案第81号から議案第83号までの3案件に対する委員長報告は可決であります。  
委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○服部香代 議長

御異議なしと認めます。よって、3案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、認定第1号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○服部香代 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○服部香代 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○服部香代 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○服部香代 議長

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。  
次に、認定第5号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○服部香代 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。  
次に、認定第6号から認定第11号までの6案件を一括採決いたします。  
認定第6号から認定第11号までの6案件に対する委員長報告は認定であります。  
委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

御異議なしと認めます。よって、6案件は原案のとおり認定することに決しました。

次に、請願第1号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第1号は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○服部香代 議長

起立少数であります。よって、本案は不採択することに決しました。

————— ○ —————

閉 会

○服部香代 議長

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。  
よって、令和5年（第3回）山鹿市議会9月定例会を閉会いたします。

午前10時24分 閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長 服 部 香 代

山鹿市議会議員 山 下 誠 治

山鹿市議会議員 豊 田 新二郎